

第3章 尾道市の歴史的風致の維持及び向上 に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

尾道市の文化財や歴史的風致の現状等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に向けた基本的な課題を検討すると、以下のようなことがいえる。

(1) 「人々の活動」に関わる歴史的風致の維持及び向上の課題

尾道市においては、神楽をはじめ数多くの民俗芸能等が行われている。

しかし、人口減少や少子高齢化等を背景に、民俗芸能等の維持・継承が難しくなっている。

とりわけ農山漁村において、民俗芸能等を支える担い手の減少・高齢化等により関係団体の弱体化が進んでいるとともに、それに対する行政、関係団体、専門家等の連携や協力・支援が十分とはいえない。

(2) 「歴史的建造物」に関わる歴史的風致の維持及び向上の課題

尾道市においては、中世・近世・近代の歴史的建造物等が多数存在する。

このうち、指定及び登録文化財については、維持管理及び修理に対応してきているが、十分とはいえない。

しかし、未指定・未登録の文化財については、保存修理の必要なものが多数存在するとともに、所有者による維持管理が難しい状況がみられ、老朽化やき損の進行、さらには取り壊しも懸念される。また、存在や内容、価値の把握ができていない文化財も多数存在すると考えられる。

(3) 「良好な市街地・歴史的街並み」に関わる歴史的風致の維持及び向上の課題

尾道市には、前述のように歴史的建造物が多数存在し、その周辺にも古くからの小路等が残り、独特の風情を醸し出している。

しかし、歴史的な建造物や町割等の残る市街地、集落地においては、道路の路面の劣化や空き家の発生等が進み、歴史的・文化的な景観の阻害要因になったり、景観の変容につながったりしている。

特に、斜面地等では、高齢化等と相まって、移動の困難さなど生活環境の問題が大きくなっている。

こうしたことは、定住条件にも影響し、斜面地等では人口の減少が続き、それがさらにコミュニティの弱体化や空き家の発生、景観の変容等をまねき、負のスパイラルとなることが懸念される。



斜面地の老朽化した住宅（空き家）

(4) 「観光・情報発信・啓発」に関わる歴史的風致の維持及び向上の課題

尾道市にとって、文化財や歴史的風致は都市の魅力であるとともに、観光資源としても大きなウエートを占める。

しかし、テレビ、映画等の影響による入込観光客の増加はあるものの、文化財や歴史的風致の価値、魅力に基づいた観光振興、情報発信は十分とはいえない。

また、歴史的建造物等の案内・誘導、及び市街地・集落地における歩行環境の整備が十分とはいえず、移動や回遊性が制約されている。

加えて、合併に伴う市域の拡大の中で、市民に対する文化財の周知や啓発、地域と連携した文化財の保存・活用の取組は十分とはいえない。

2 総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等の状況及びそれらの計画との関連性

(1) 尾道市総合計画

少子高齢化や社会・経済のグローバル化が進展する中、環境の変化に対応したまちづくりを進め、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするため、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針として、尾道市総合計画を策定した。

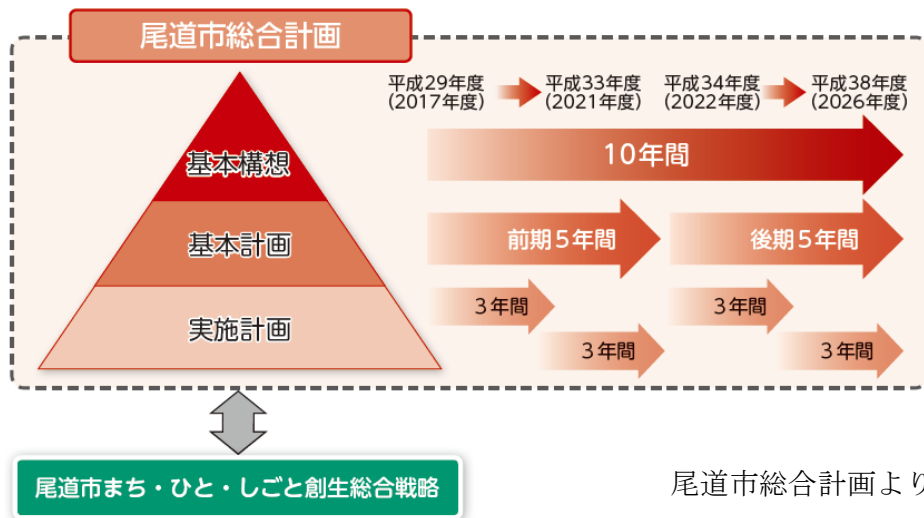
策定年月：平成29年（2017年）3月

基本構想：平成29年度（2017年度）～2026年度

基本計画：〔前期計画〕平成29年度（2017年度）～2021年度

〔後期計画〕2022年度～2026年度

【構成図】



この計画では、「まちづくりの考え方」、「目標とする都市像」、「まちづくりの基本的方向」を、以下のように定めている。

<まちづくりの考え方>

高める『尾道オリジナル』

本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していく

- 1 多様で豊富な人財
- 2 歴史と文化に育まれた資源
- 3 交流を支える広域拠点性

<目標とする都市像>

元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる
～誇れるまち『尾道』～

<まちづくりの基本的方向>

- 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
- 2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり
- 3 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

さらに、目標とする都市像を実現するため、3つの基本的方向を示し、目標達成のための施策の一つに歴史的風致の維持向上を掲げている。

[歴史的風致を直接位置付けている政策目標] ※尾道市総合計画より関係箇所を抜粋

<p>1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり …政策目標 2 活発な交流と賑わいのあるまち …政策分野 2 景観 …施策目標 1 景観が保全・整備されている</p>
<p>●基本方針 ・まちなかの賑わいの創出と、尾道らしさを感じられる景観保全を調和させるため、本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が互いの責務に基づく景観づくりを推進します。 ・歴史的建造物、伝統行事、地域固有の風情等の魅力を守るため、歴史的風致の維持向上を図ります。</p> <p>●施策 ①景観形成の誘導 歴史、風土、文化と調和した本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が協働して取り組む景観づくりを推進します。 ②歴史的風致の維持向上 本市の歴史的な魅力をさらに高める景観づくりを推進するなど、歴史的風致の維持向上を図ります。 <歴史的風致維持向上事業（通りの美装化等）> 歴史的風致維持向上計画に基づき、通りの美装化に取り組むなど、日本遺産のストーリーを構成している魅力的なまちなみと景観を未来へ伝えます。</p>

[その他歴史的風致に関係する政策目標] ※尾道市総合計画より関係箇所を抜粋

<p>2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり …政策目標 3 心豊かな人材を育むまち …政策分野 1 歴史・文化・芸術 …施策目標 1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている</p>
<p>●基本方針 ・市民が芸術・文化活動に参加する意識を醸成するため、文化財の愛護精神等の育成、歴史文化資源の継承を促進します。</p> <p>●施策 ①歴史・文化資源の継承 市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、市内に残る歴史・文化資源の継承を促進します。 ②文化財愛護精神の育成 市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、文化財を愛護する精神を育成します。 <国宝・重要文化財保存事業> 日本遺産のストーリーを構成し、市民の誇りである国宝や重要文化財を未来に残すため、適切に保護、保存するとともに、特別公開や講演会を実施するなど、有効に活用することにより、市民の文化財保護意識の一層の高揚を図ります。</p>

2 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

…政策目標 2 活発な交流と賑わいのあるまち

…政策分野 1 観光・交流

…施策目標 1 観光消費が増えている

●基本方針

・国際化に対応したインバウンド戦略を展開するため、SNSやデジタルサイネージの活用などにより、国内外に向けてまちの魅力を発信します。

●施策

①観光まちづくりの推進

観光による地域づくりを行い、まちなかの賑わい創出を図るため、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースや日本遺産等、本市のブランド力を戦略的に活用します。

②インバウンド対策の強化

インバウンド観光のより一層の振興を図るため、外国人に対する観光案内所の機能強化や多言語対応を促進するとともに、外航船の誘致に取り組むなど、尾道水道の賑わい創出を図ります。

③観光基盤の整備

国内外からの観光客の増加を図るため、民間活力も活用しながら滞在（宿泊）型観光への転換を図り、「瀬戸内の十字路」としての拠点性や日本遺産に認定された本市の特色を活用した観光拠点施設の整備を推進します。

<外国人旅行者誘致事業>

国のビジット・ジャパン事業や広島県・愛媛県の訪日外国人誘致事業と連携し、海外の旅行事業者・マスコミなどを対象とした招聘事業やPR事業を展開するとともに、無料公衆無線LANの整備や観光案内所での多言語対応など、受入体制を整備します。

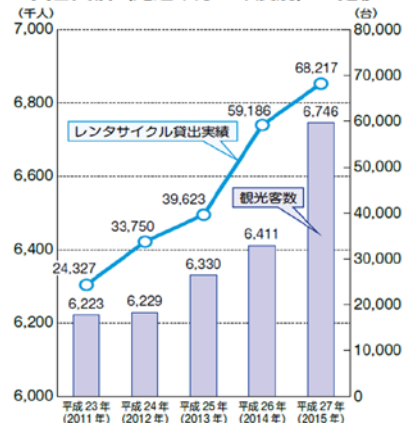
<千光寺公園リニューアル事業>

千光寺展望台からの尾道水道を中心とした眺望は、市民に愛され親しまれるとともに、国内外からの観光客をひきつける魅力を有しています。この展望台をはじめとした公園内の施設等をリニューアルして、一層のイメージアップを図ります。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
15	総観光客数	6,746 千人 / 暦年 (平成 27 年)	7,230 千人 / 暦年 (平成 32 年)
16	観光消費額	264 億円 / 暦年 (平成 27 年)	➔
17	外国人観光客数	214,045 人 / 暦年 (平成 27 年)	290,000 人 / 暦年 (平成 32 年)
18	ホームページのページビュー数	400 万 PV / 暦年 (平成 27 年)	440 万 PV / 暦年 (平成 32 年)

尾道市観光客数、しまなみ海道レンタサイクル貸出実績（尾道市分：年度別）の推移



(資料) 尾道市資料

(2) 尾道市都市計画マスタープラン

尾道市では、市町村合併以前に旧尾道市、旧御調町、旧向島町の1市2町で、都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）を策定していたが、その後、長期間が経過し、人口減少、少子高齢化、環境問題の深刻化、災害の頻発化など、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきた。これらに適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するため、合併前の地域相互の関係性を踏まえた新たな都市計画マスタープランを策定した。

策定年月	平成30年(2018年)3月
計画期間	概ね20年後の2035年
目標年次(2035年)の人口	114,000人
まちづくりの基本理念	誰もが安全で、安心して暮らすことができ、地域が多彩に輝く、魅力あふれる都市
まちづくりの基本目標	①災害に強く、安全で、安心して暮らせる都市の構築 ②誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成 ③経済活動を支えるインフラの充実 ④個性ある景観を保全・活用した風格のあるまちづくり

都市構想
以下の5つの分野別に都市づくりの方針（都市構想の構成）を設定
1. 土地利用の方針
2. 道路・交通体系の整備方針
3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針
4. 都市防災の方針
5. その他都市施設の整備・維持管理の方針

3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針
1) 緑地の保全と緑化の推進 ①公園の整備・維持管理 ②都市緑化の推進
2) 尾道特有の景観の保全・形成 ①自然景観の保全・形成 ②市街地・歴史的景観の保全・形成
3) 環境の保全・再生 ①自然環境の保全・再生・活用 ②生活環境の保全
2) 尾道特有の景観の保全・形成 本市の景観は、主に、自然景観と歴史まちなみ景観で構成されており、それぞれが融合することで、尾道特有の景観を創出しています。これまで、「尾道市景観計画」や「尾道市歴史的風致維持向上計画」等に基づき、地域特有のまちなみ景観の保全・形成を進めてきました。 今後とも、自然景観と歴史まちなみ景観が調和した、尾道固有の景観創出に取り組むとともに、市民への景観形成の取組を広め、景観に対する継続的な意識啓発を図ります。
②市街地・歴史的景観の保全・形成 「尾道市歴史的風致維持向上計画」に基づき、市街地に残る旧家や路地の家並みなど、地域特有のまちなみ景観の維持・向上に取り組むとともに、道路の美装化等による景観に配慮した道路空間の形成を図ります。

※ は歴史的風致に直接関係する方針

(3) 尾道市景観計画

尾道市では、平成 18 年度に旧尾道市及び向島町を対象区域とした「尾道市景観計画」を策定し、その中では「尾道市景観地区」を定め、平成 19 年 4 月から施行している。

さらに、平成 22 年 4 月からは、景観計画区域を尾道市全域として施行している。

景観計画区域は 11 の地域に細区分し、それぞれ景観形成の方針を定め、地域の景観特性を伸ばしながら、良好な景観を形成することを意図している。

また、景観計画においては、重点地区として、尾道市の旧市街地と対岸の向島の一部分からなる「尾道・向島地区」、及び瀬戸田港周辺の市街地等を含む「瀬戸田地区」を設定している。

このうち、「尾道・向島地区」については景観地区を指定し、他の景観計画の区域が行為の届出制であるのに対し、当該地区は認定制となっている。

また、重点地区の「瀬戸田地区」は、重点区域外よりも届出の範囲を拡大している。

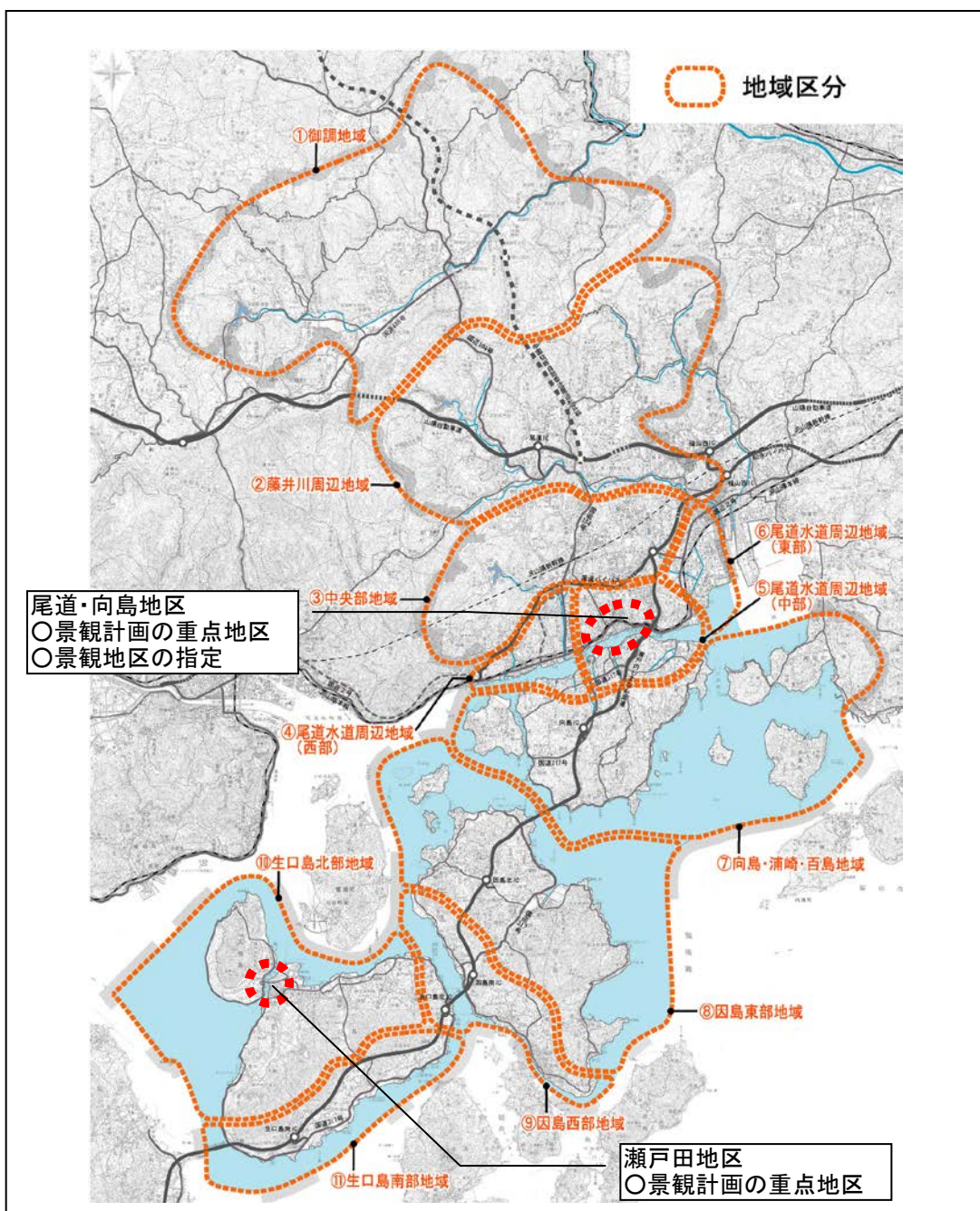


図 3-6 景観計画区域の地域区分

(4) 尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画

尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画は、文化庁委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」（平成 20～22 年度）に基づき、平成 23 年 3 月に策定した。

この基本構想では、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」という新たな視点を踏まえ、テーマや区域を設定しながら、文化財の保存・活用に関する方針等をまとめている。

保存活用計画は、こうした基本構想を踏まえ、主要な分野ごとに基本方針を設定し、それに基づく事業を明らかにするとともに、関連文化財群における保存・活用の取組内容を示している。また、尾道市の新たな制度である（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の運用等を明らかにし、最後に、事業の推進体制や進行管理等を整理し、具体化への道筋をつけている。

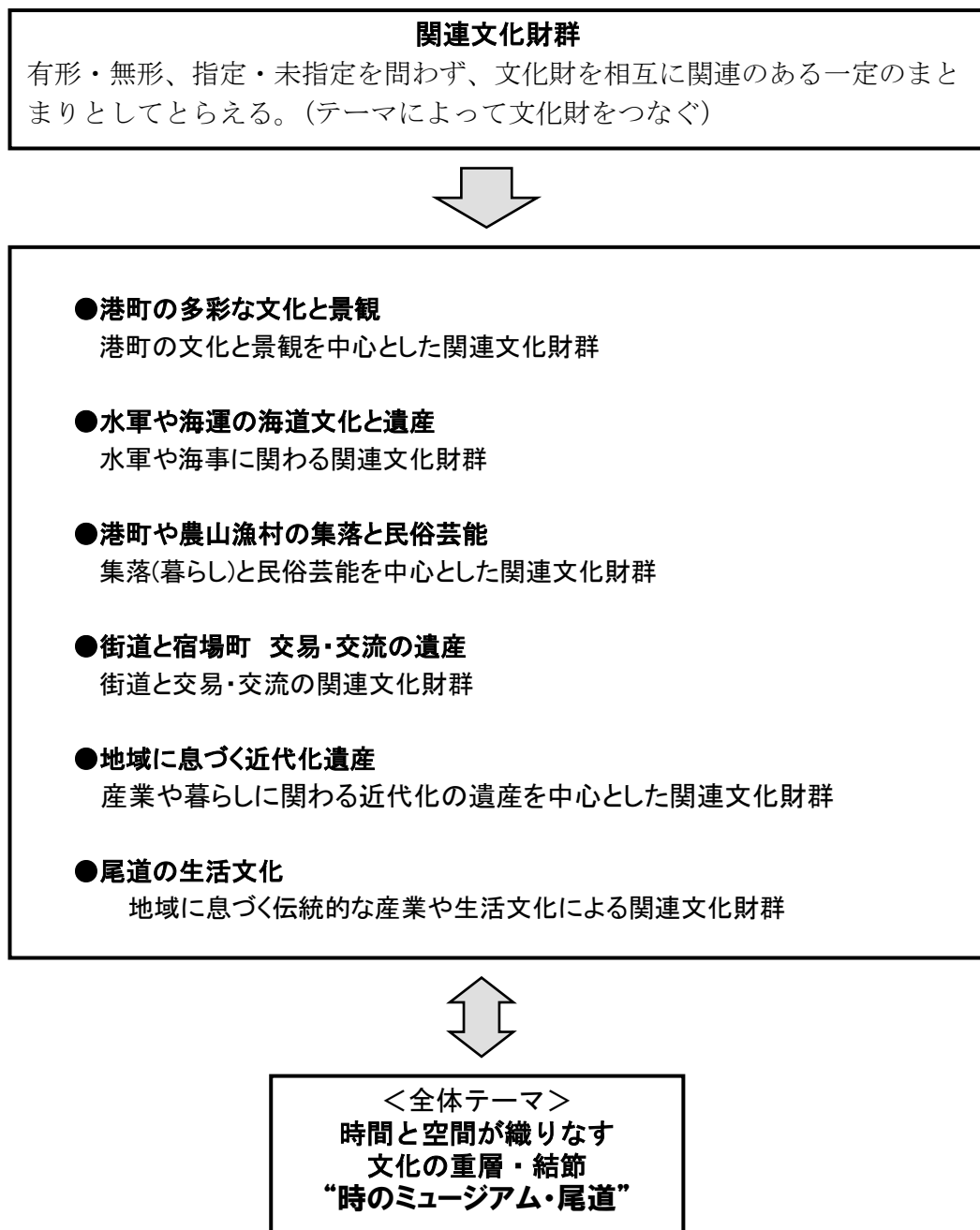


図 3-7 「関連文化財群」の構成

歴史文化保存活用区域

関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、文化的な空間として創出するための計画区域として位置づける。

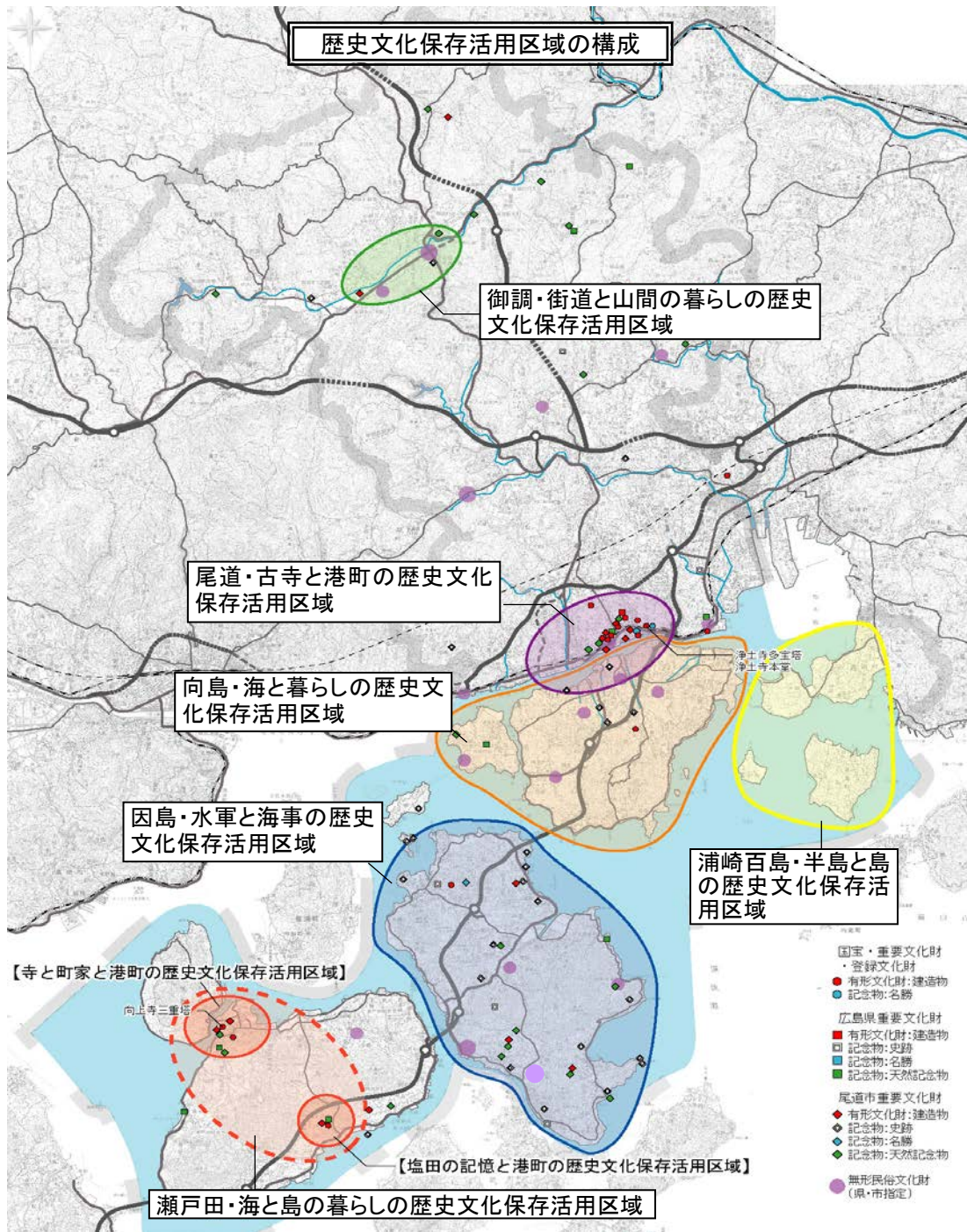
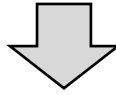


図 3-8 「歴史文化保存活用区域」の構成

(5) 瀬戸内しまなみ海道地域観光圏整備計画

瀬戸内しまなみ海道地域観光圏整備計画は、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき尾道市・今治市・上島町で策定している。

計画期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までとし、観光圏の区域は広島県が尾道市、愛媛県が今治市、上島町である。

本計画は、「主要交通起点からの周遊行動の促進」や「サイクリング支援システムの充実」等の基本方針のもと、当該観光圏事業として、「しまなみ海道」の地域特性を前面に打ち出した「滞在型観光」へのイメージを創出することにより、外国人観光客の誘致にも対応できる国際競争力のある観光地形成を目指している。

滞在促進地区の一つとして、尾道市では「尾道地区」、「向島地区」、「瀬戸田地区」を設定し、観光圏整備事業として、「宿泊魅力向上に関する事業」、「観光資源サービス開発事業」、「移動の利便増進事業」等の各種事業を計画に位置付けている。



図 3-9 瀬戸内しまなみ海道地域観光圏の区域（イメージ）

3 歴史的風致の維持及び向上の方針

尾道市の歴史的風致（第2章）や課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の方針を設定する。

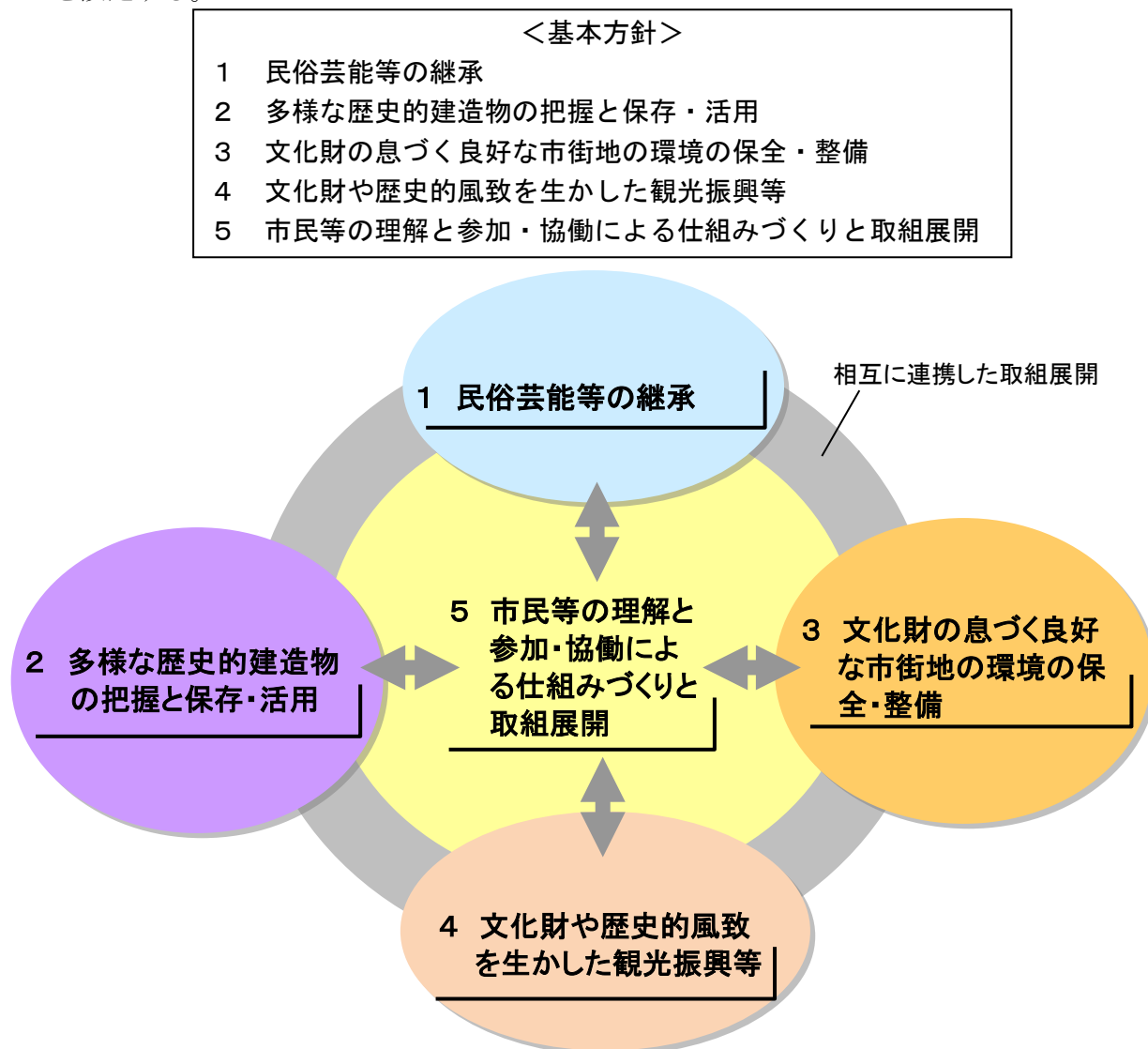


図 3-10 歴史的風致の維持及び向上の方針の構成

(1) 民俗芸能などの継承

尾道市では、みあがりおどりや名荷神楽等の県指定、ベッチャー祭や田熊神代神楽等の市指定の無形民俗文化財が数多く継承され、未指定の民俗芸能等も各地で行われている。

こうした民俗芸能等は、その文化的な価値に加え、地域におけるコミュニティの維持・活性化、観光交流の促進等にも資することになる。

【基本方針】

地域住民や専門家等と連携しながら、民俗芸能等の内容や特色、活動予定等に関する情報提供に努めるとともに、担い手の確保・育成等に取り組む。

(2) 多様な歴史的建造物の把握と保存・活用

尾道市には、国宝及び重要文化財（建造物）が多数存在するとともに、県及び市指定の文化財（建造物）が数多くある。

加えて、学校や商家、民家、和洋折衷住宅（群）、さらには石造物など指定文化財以外の歴史的建造物も数多くある。

【基本方針】

県・市指定の歴史的建造物、及び未指定文化財である歴史的建造物については、所有者・管理者等と連携しながら、修理をはじめ適切な保存・活用に努める。

また、未指定文化財については、まだ十分把握できていないものもあると考えられ、今後とも継続的に調査を実施し、その状況と価値の把握に取り組み、必要に応じて保存・活用に努める。

(3) 文化財の息づく良好な市街地の環境の保全・整備

尾道（旧尾道市）や瀬戸田等の市街地では、歴史的建造物や風情のある街並みが継承されている。

こうした街並み等は、その文化的な価値と合わせて、市街地の魅力を構成する重要な要素であり、市民等の地域への愛着や誇り、原風景につながるとともに、観光交流の促進などにも資することになる。

【基本方針】

歴史的建造物の保存・活用と合わせて、その周辺においても歴史的な環境と調和した良好な景観を保全するとともに、道路の美装化やその沿道の建造物の修景促進、屋外広告物の美観誘導等によって、歴史的・文化的な景観の維持及び向上に努める。

また、斜面地の市街地において、スロープの整備や景観に配慮した手すりの設置など生活環境の改善・向上を図り、定住化を促進する。

さらに、空き家の再生や老朽化して危険な建物の除却を促進する。

(4) 文化財や歴史的風致を生かした観光振興等

尾道市にとって、文化財や歴史的風致は、都市の魅力であり、観光資源でもある。

こうした文化財や歴史的風致を生かした観光振興を図るため、歴史的建造物の保存だけでなく、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却等を実施することは、歴史的まちなみ全体の質の向上につながる。

【基本方針】

文化財の所有者や関係団体等と連携し、文化財や歴史的風致の保存・活用と合わせて、その価値や魅力を引き出すことを意図しながら、特に外国人観光客の誘客（インバウンド）の強化を図り、一層の観光振興につなげていく。

また、案内板や説明板、誘導標識の整備・充実、歩行環境の整備等によって回遊性を高めるとともに、文化財等をめぐる機会や体験機会の確保等に努める。

(5) 市民等の参加と協働による仕組みづくりと取組展開

地域における民俗芸能等の担い手は、地域住民や民間事業者等であり、歴史的建造物の維持管理は、その所有者・管理者等が担うことになる。

また、歴史的風致の維持及び向上は、行政と市民・民間が、それぞれがバラバラで取り組むのではなく、相互に役割分担と協力・連携を図りながら、持続的に取り組むことが大切である。

【基本方針】

市民等の理解と協力を推進力に、歴史的建造物の保存・活用や良好な周辺環境の保全・形成、民俗芸能の担い手の確保・育成等を進めるため、様々な文化財等に関する情報提供や啓発に努めるとともに、参加・協働の仕組みを構築し、地域ぐるみで歴史的風致の維持及び向上の取組を展開させる。

4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携及び推進体制

(1) 計画の推進体制

前述の方針で記しているように、歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして市民等の協力と参加が不可欠であり、かつ、行政を含めた連携と協働の体制が重要である。

このうち、計画推進の総合調整機能を担うのが事務局（まちづくり推進課、文化振興課）である。

庁内においては、計画策定段階の庁内検討会を継承・発展させた関係課による推進体制を構築するとともに、文化財部門の文化振興課とまちづくり推進課は、より密度を高めた連絡・調整等を行う。また、国・県等関係機関との協議を行うとともに、適切な支援を得るように努める。

さらに、歴史まちづくり法第11条に基づく歴史的風致維持向上計画推進協議会は、事務局等と連携しながら、計画の実施に関係する連絡・調整を行う。この他、必要に応じて、文化財、都市計画、景観等の部門の委員会等において諮問・指導・助言を得ることとする。

本計画の実施においては、基本的に担当する課が、公共施設管理者等（尾道市以外の場合）との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う市民及び関係団体との連絡・調整及び支援に努める。

こうした体制においては、協働の考え方を基本として、各主体が取り組む必要がある。つまり、各主体が、歴史的風致の維持及び向上を図ることを共有の目標とし、責任と行動において相互に対等であることを前提としながら、ともに力を合わせて取り組むことである。

以上の計画の推進体制を図化すると、以下ようになる。

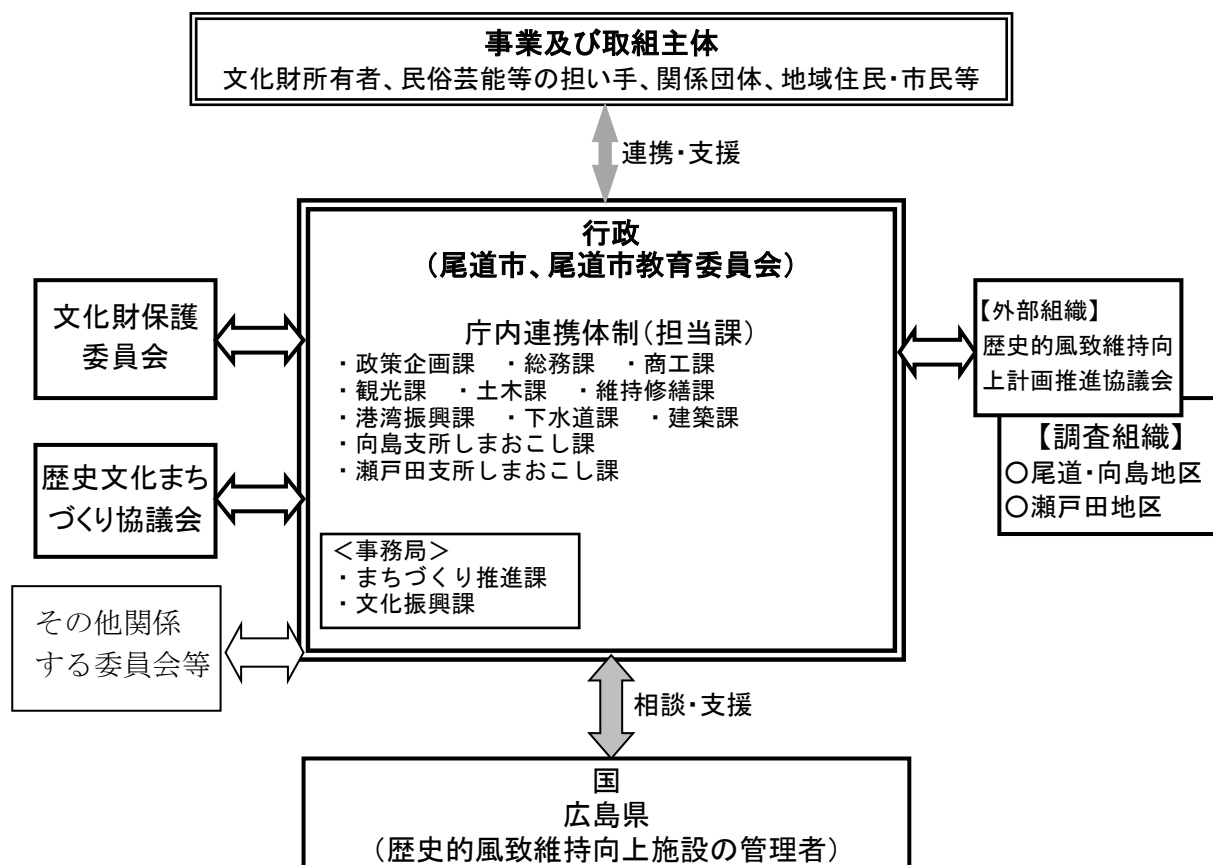


図 3-11 計画の推進体制

(2) 連携・協働と役割

計画の推進においては、それぞれの事業・活動の主体・担い手が、積極的に取り組むことが必要である。その場合、関係する主体の連携・支え合いが、その事業等の円滑な推進や歴史的風致の価値の顕在化、広がりにつながるとともに、他の取組や市街地への波及効果にもつながる。

こうした連携・支え合いは、協働の視点で取り組むことが、持続性や発展性を持つことになるといえる。

そのためには、協働の考え方のもとに、前記のような体制・仕組みを構築すると同時に、各主体の役割を明確にしておくことが必要であり、以下のように設定する。

① 行政（尾道市等）の役割

尾道市は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の所有者・管理者（民間）及び民俗芸能や伝統的産業等の担い手・団体等に対し、法制度を活用しながら、適切な支援を行う。

また、市民等の歴史的風致への関心や意識を高めるため、歴史的風致や歴史文化に関する情報提供や啓発活動を行うとともに、歴史的風致の維持及び向上に関する市民等の多様な参加が図れるよう、制度・仕組みの創設・充実や活用に取り組む。

さらに、歴史的風致が息づく良好な市街地の環境を保全し、高めるために、公共施設等である歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を図るとともに、景観法や都市計画法等を適切に運用し、良好な市街地の環境の保全・形成に努める。

② 文化財の所有者・管理者

文化財等の所有者・管理者は、所有・管理する文化財やその周辺環境が、地域の歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その適切な保存・管理に努めるとともに、その活用について検討し、情報発信や公開等に努めることとする。

所有・管理する建造物等に対して、尾道市から修景補助を受けた場合は、その所有者等が事業の主体であり、適切に事業に取り組み、完了させることとする。

また、所有・管理する文化財が未指定・未登録の場合には、文化財保護法や（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度による指定または登録を検討することとする。

さらに、歴史まちづくり法による歴史的風致形成建造物、景観法による景観重要建造物等の指定による保存・整備を、必要に応じて行政と連携しながら検討することとする。

③ 市民・民間事業者等

市民や民間事業者等は、尾道市全体や地域の歴史的風致及び歴史文化への関心を持ち、歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能の継承等、歴史的風致の維持及び向上の取組への協力や参加に努めることとする。

また、門前清掃や地域の美化活動等に取り組み、良好な市街地の環境づくりに資することとする。

さらに、景観法等の法制度に関する知識・理解を高め、その遵守に努めることとする。

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の設定の考え方と位置

(1) 重点区域の設定の考え方

尾道市歴史文化基本構想では、有形文化財（建造物）や無形民俗文化財等の集積状況、及び文化財の保存・活用のテーマ等を踏まえ、歴史文化保存活用区域（関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺環境を文化的な空間として創出するための計画区域）を設定した。

この区域は、歴史的風致の存在を前提に、歴史まちづくり法による重点区域、つまり歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域の考え方と重なる。

ただし、歴史まちづくり法第2条第2項による重点区域設定の土地の区域の要件として、「重要文化財建造物」の用に供されている土地等がある（下記参照）。

法第2条

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第九十九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ 文化財保護法第四百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

したがって、歴史的風致の存在（第2章）と法第2条第2項第1号の要件、歴史的風致の維持及び向上の課題や方針（第3章）を総合的に検討すると、歴史文化基本構想で示している下記の2つの区域が候補となる。

【尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域】（以下「尾道・向島地区」という。）

【寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域】（以下「瀬戸田地区」という。）

この2つの地区においては、「第3章 歴史的風致の維持及び向上の方針」を踏まえ、住宅等の老朽化や空き家の発生、景観の変容、移動の困難さ及び民俗芸能を支える団体の弱体化等があるため、歴史的建造物の保存・活用や斜面地等における良好な市街地の環境の保全・整備、歩行環境の整備、回遊性の向上、民俗芸能の継承・活性化等に取り組む必要がある。

(2) 重点区域の位置

尾道市において重点区域に位置づけるのは、前記の重点区域の設定の考え方に基づき、下記の2つの地区とする。

●尾道・向島地区：歴史文化保存活用区域の一部

●瀬戸田地区：同上

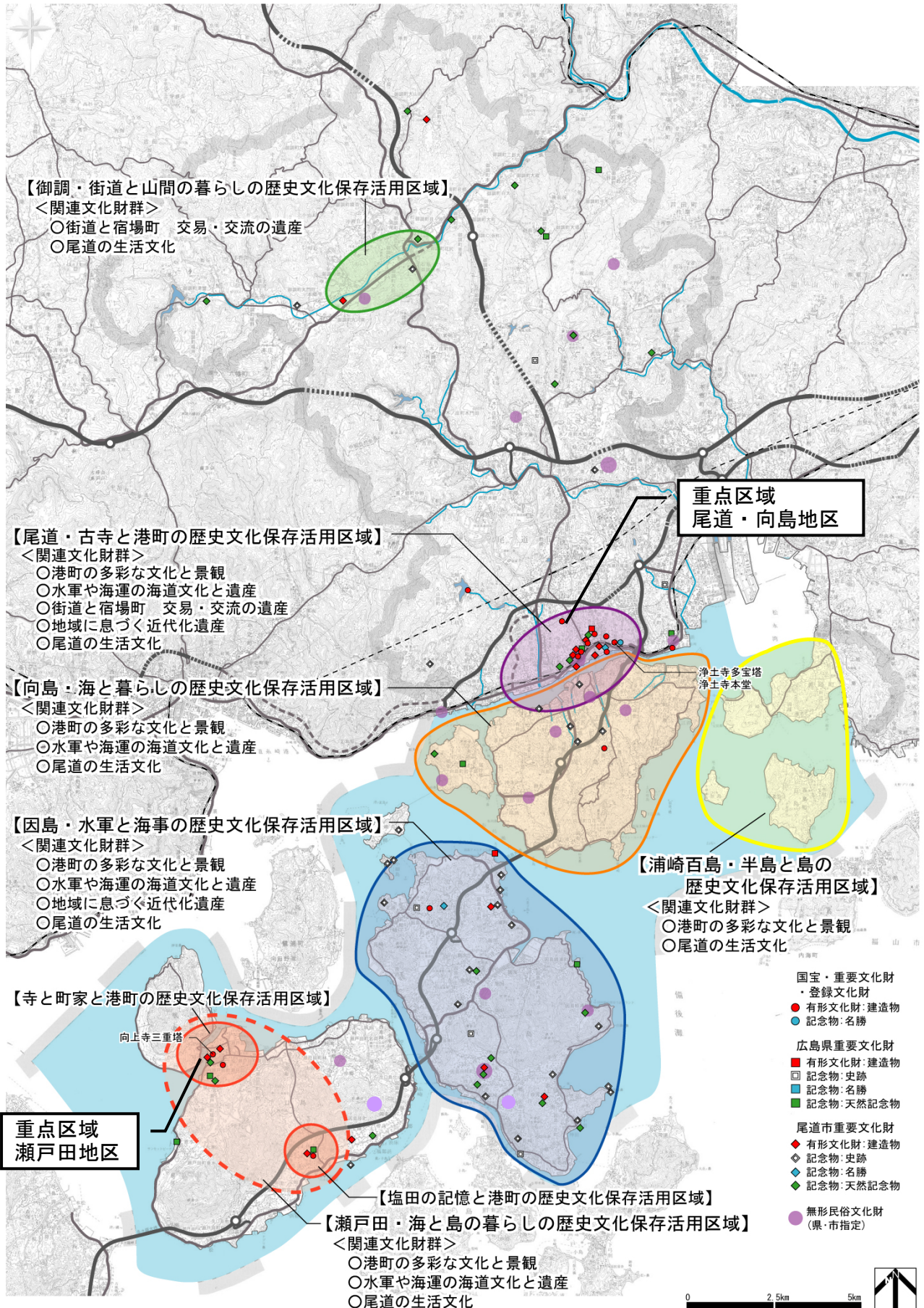


図 4-1 尾道市における歴史文化保存活用区域（歴史文化基本構想）と重点区域の位置

2 重点区域の範囲

(1) 尾道・向島地区～尾道・向島歴史的風致地区～

尾道・向島地区は、中世・近世の文化財が多数存在する特徴的な市街地であるとともに、尾道水道を挟んで尾道地区（旧市街を中心とした区域）と向島が一体的な景観を構成していることから、景観面からもまとまりのある区域である。

また、港町・商都として発展した歴史があり、中世、近世、近代の文化財が重層しながら、市街地を中心に存在する。そこには、国宝（浄土寺本堂、多宝塔等）や重要文化財等があり、建造物等は景観を特徴づける役割も担っている。加えて、この地区においては、吉和太鼓おどりや祇園祭、天神祭、住吉まつり、ベッチャー祭等が、歴史的建造物等を舞台として行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

さらに、尾道・向島地区は景観計画の重点地区（「景観地区^{※1}」（景観法）の指定）でもあり、景観条例と連動して歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の立地、集積する市街地の周辺も含めて捉え、尾道市景観計画で設定している重点地区と同様の範囲とする。

重点区域の名称：尾道・向島歴史的風致地区

重点区域の面積：約 200ha（海面（尾道水道）を除く）

※景観計画における重点地区（景観地区：景観法）と同様の範囲

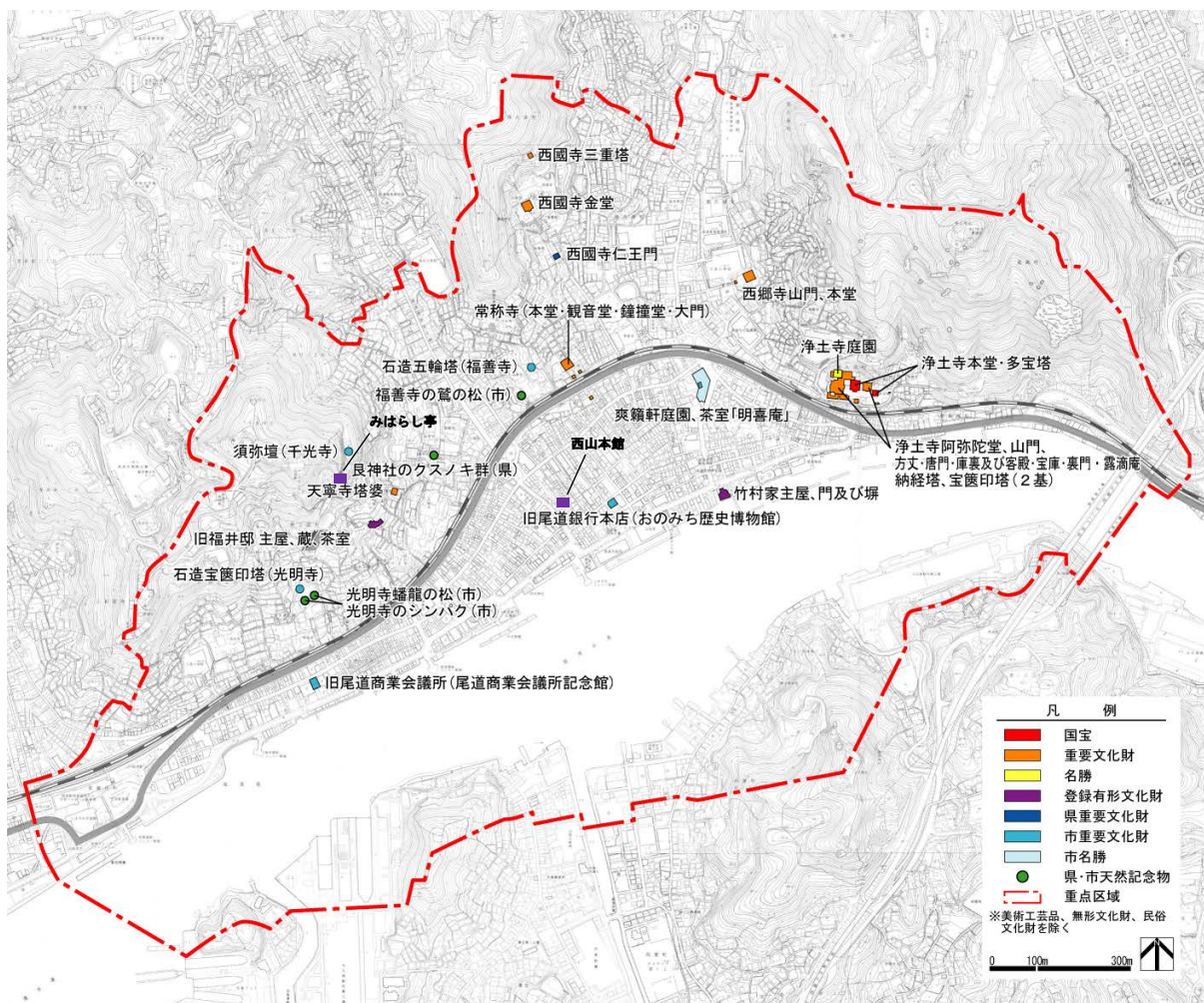


図 4-2 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の範囲

※1 景観地区

景観法で定められている地区。景観法で定める景観計画とは別に、都市計画として景観地区を定め、建築物の形態意匠の制限等を行うことができる。市町村長が行為を認定（認定書の交付）することになる。

(2) 瀬戸田地区～瀬戸田歴史的風致地区～

瀬戸田地区は、港町の繁栄を今に伝え、向上寺三重塔（国宝）をはじめ神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間等が息づき、瀬戸田水道等と相まって景観を特徴づけている。加えて、この地区においては、ホーランエンヤや精霊送り、祇園祭等が、歴史的建造物等を舞台として行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

こうしたことから、文化財の立地・集積や景観面を踏まえ、まとまりのある区域が設定できる。

また、瀬戸田地区は景観計画の重点地区でもあり、景観条例と連動して歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の立地、集積する市街地等の周辺も含めて捉え、尾道市景観計画で設定している重点地区とほぼ同様の範囲とする。ただし、歴史的風致の要素（第2章を参照）である以下の2点を取り入れるため、景観計画の重点地区を北側にやや広げるものとする。

- 「ホーランエンヤ」を行う高根巖島神社や関係する高根八幡神社及びそのルート
- 「祇園祭」で神輿を渡御するルート（北端は工業地のため除外）

重点区域の名称：瀬戸田歴史的風致地区

重点区域の面積：約137ha（海面（瀬戸田水道）を除く）

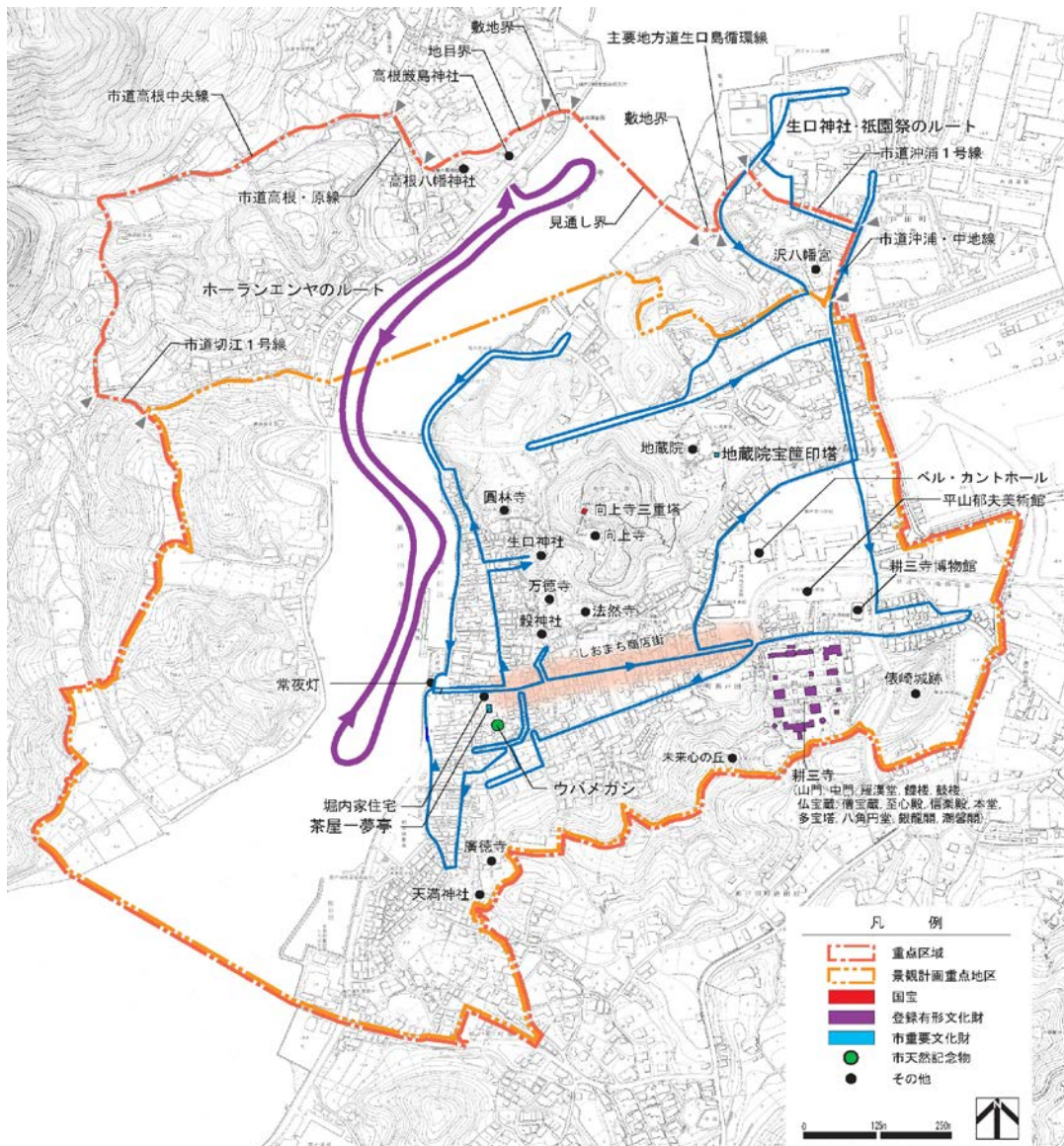


図 4-3 瀬戸田歴史的風致地区（重点区域）の範囲

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能の継承・活性化等であるが、こうした取組によって、重点区域の文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化、魅力づくりにつながる効果がある。また、観光・交流の活性化、コミュニティの継承・活性化、尾道で暮らすことの価値や魅力の向上にもつながる。

加えて、歴史的風致の維持・向上によって具体化される姿（像）としては、平成 22 年度に策定した尾道市歴史文化基本構想で示している「**時間と空間が織りなす文化の重層・結節**」による**“時のミュージアム・尾道”**ということができ、このことは、歴史文化を生かした尾道市のまちづくりのコンセプトともいえる。さらに、歴史的風致の維持・向上は、尾道市総合計画のテーマ「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち 尾道」や目標とする都市像の形成にも資することになる。

さらに、重点区域における取組は、尾道市の他の地域においても歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能の継承・活性化等を推し進める力になり、市全体に効果が広がる。

参考：“時”と尾道

尾道において“時”というキーワードは、この地に生まれ育った映画監督・大林宣彦氏が、尾道三部作の 2 番目の作品「時をかける少女」（1983 年）で使用している。

彼は、筒井康隆氏の小説を、尾道を舞台に映画化した。主なロケ地は、旧市街の斜面地であり、時代設定は現代で、数日のタイムスリップであるが、あえて中世から現代までの空間が混在する尾道を舞台とし、“時”の不思議さと臨場感を際立たせた。

この作品と大林宣彦氏の着眼点は、尾道の特色と潜在的な魅力を引き出すと同時に、高度経済成長期後の尾道のあり方を暗示している。それは“時”そして歴史文化を大切にしたい暮らしであり、まちづくりではないであろうか。

尾道における“時”の作品化は、広島市の復興における公園のコンペで、丹下健三グループが、戦後広島の出発点として“原爆ドーム”を見出していたことと共通する慧眼といえる。

4 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組

重点区域における歴史的風致の維持及び向上に係るこれまでの主な取組は、以下のようになる。

表 4-1 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に係る主な取組

区 分	主な取組	
	尾道・向島歴史的風致地区	瀬戸田歴史的風致地区
文化財 文化施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財指定 ○文化財の保存修理 ○文化財の防災対策 ○文化財愛護少年団活動（旧市街地を対象とした“おたから”発見） ○近代化遺産めぐり ○文化財調査 ○啓発活動 ○旧福井邸、中村憲吉旧居、志賀直哉旧居、尾道市文学公園 ○旧尾道商業会議所（尾道商業会議所記念館）を保存・活用 ○旧尾道銀行本店（おのみち歴史博物館）を保存・活用 ○明治期の船蔵（おのみち映画資料館）を保存・改修 ○爽籟軒：茶室「明喜庵」等 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財指定 ○文化財の保存修理 ○文化財の防災対策 ○文化財調査 ○啓発活動 ○ベル・カントホール ○平山郁夫美術館 等
都市計画 景観	<ul style="list-style-type: none"> ○備後圏都市計画区域（旧尾道市・旧向島町） <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域と市街化調整区域：浄土寺山、西國寺山、千光寺山の概ね中腹から上は市街化調整区域 ・市街化区域は12種類の用途地域で区分 →建築物等のコントロール ○景観計画の重点地区、かつ、景観地区（景観法）の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸田都市計画区域（昭和29年5月19日計画決定） <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の一部を5種類の用途地域で区分→建築物等のコントロール ○景観計画の重点地区の指定
市街地整備 文化施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の整備・美装化 ○市道の整備・美装化 ○公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○市道の整備・美装化 ○歩行者ネットワークの整備
港湾整備	<ul style="list-style-type: none"> ○重要港湾尾道糸崎港 <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングポートみなとオアシス尾道 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方港湾瀬戸田港 <ul style="list-style-type: none"> ・みなとオアシス瀬戸田

<尾道・向島歴史的風致地区>



旧福井邸（登録有形文化財）



爽籟軒茶室「明喜庵」



おのみち映画資料館



尾道商業会議所記念館



文化財愛護少年団活動（“おたから”発見）



近代化遺産めぐり

<瀬戸田歴史的風致地区>



平山郁夫美術館



ベル・カントホール

5 良好な景観の形成に関する施策との連携

尾道市における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づいた景観施策がある。

(1) 重点区域の都市計画

① 尾道・向島歴史的風致地区

尾道・向島歴史的風致地区の都市計画は、広域都市計画区域（備後圏）として決定されており、区域区分や用途地域等がある。

区域区分に関しては、重点区域の大半が市街化区域であるが、尾道地区の斜面地の概ね中腹部より上の緑地を中心とした部分、及び向島地区の山地部は、市街化調整区域となっている。

尾道地区の用途地域は、JR山陽本線から海側の平地部の大半は商業地域、山側斜面地は第一種住居地域が中心となっている。また、内陸部に向かう主要な道路及びその沿道は、近隣商業地域となっている。

向島地区の用途地域は、沿岸部の造船所等を中心とした区域は、準工業地域または工業地域が中心であり、その他は第一種住居地域と近隣商業地域となっている。

この他、尾道地区では、JR尾道駅南側が高度利用地区（市街地再開発事業）、市街地の東側の一部が土地区画整理事業（久保地区、火災復興）の区域となっている。

都市施設としては、都市計画道路、公園、下水道等を都市計画決定している。

今後とも、市民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、計画的な土地利用の推進を図り、都市計画事業（街路事業、下水道事業）に取り組んでいく。

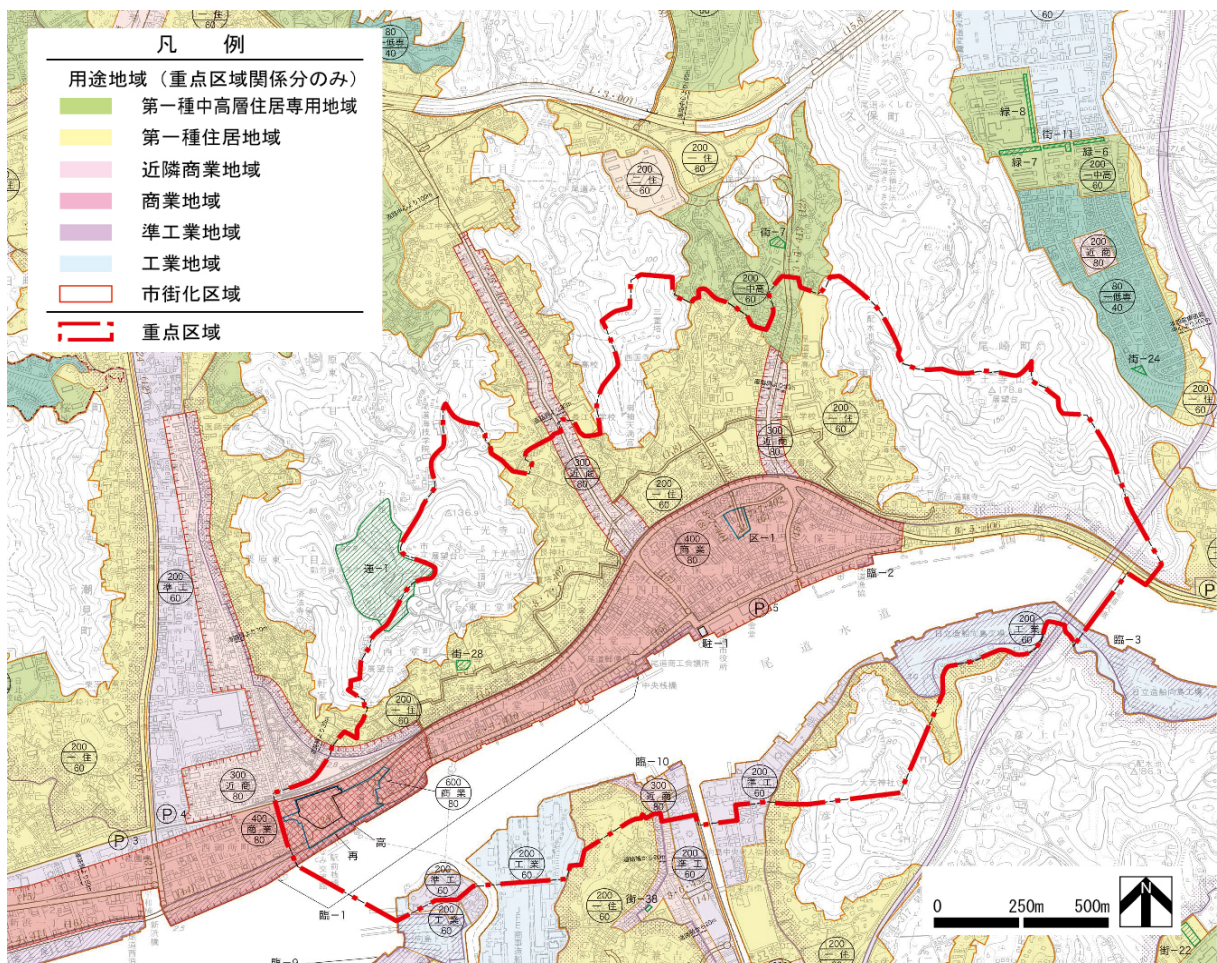


図4-4 都市計画の指定状況（尾道・向島歴史的風致地区）

② 瀬戸田歴史的風致地区

瀬戸田歴史的風致地区の都市計画は、因島瀬戸田都市計画区域であり、区域区分はなく、用途地域等がある。

用途地域は、しおまち商店街や耕三寺の一带が近隣商業地域、北側と南側の沿岸部が準工業地域であり、それ以外は第一種住居地域となっている。

また、潮音山一带は潮音山公園（総合公園）となっており、その他街区公園も都市計画決定している。

この他都市施設として、市街地内に都市計画道路、瀬戸田港付近の一部に臨港地区や駅前広場、駐車場を都市計画決定している。

今後とも、市民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、計画的な土地利用の推進を図り、都市計画事業（街路事業）に取り組んでいく。

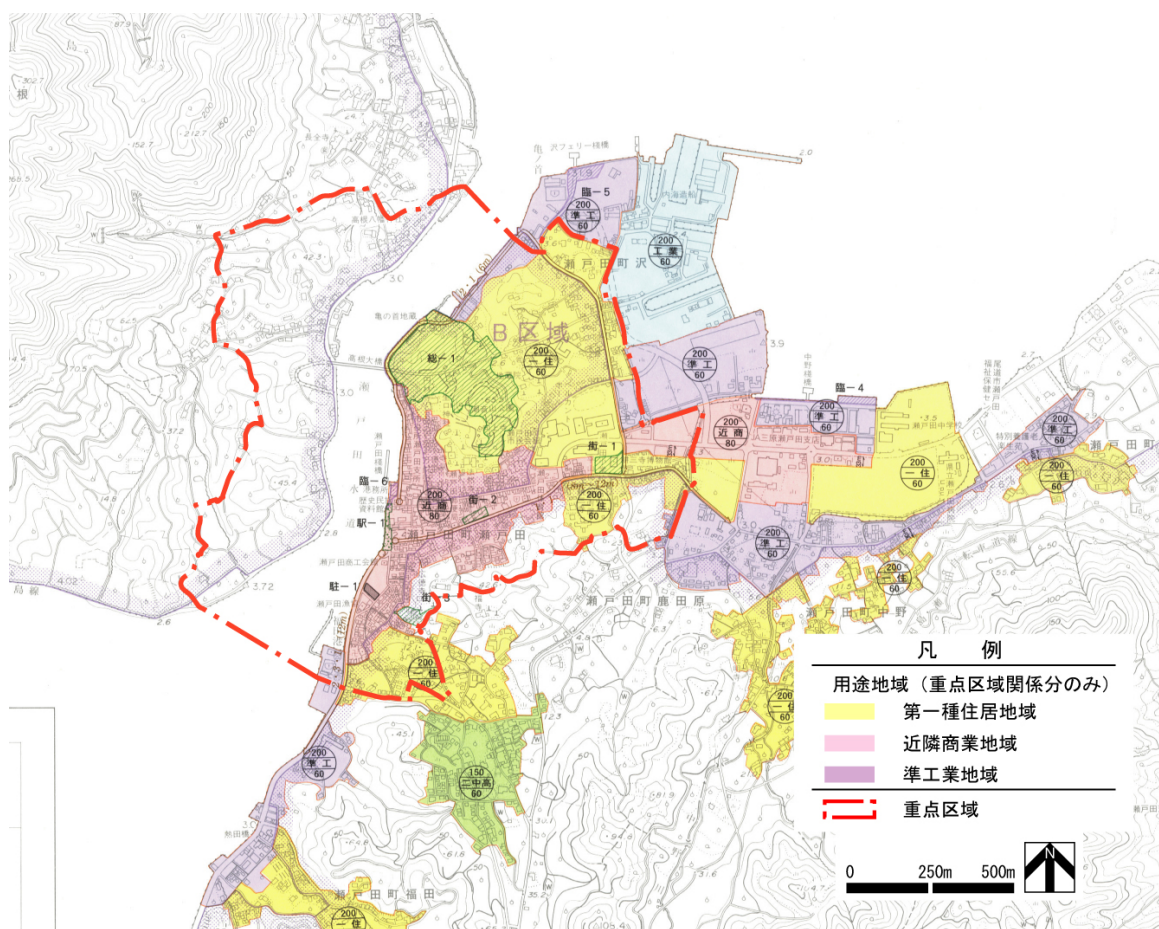


図 4-5 都市計画の指定状況（瀬戸田歴史的風致地区）

(2) 農業振興地域整備計画

尾道市では、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

重点区域の尾道・向島歴史的風致地区の東側及び北側の一部は、約 31ha が農業振興地域となっている。重点区域内に農用地区域は指定されていない。

重点区域の瀬戸田歴史的風致地区の生口島の一部及び高根島は、約 47ha が農業振興地域となっている。そのうち約 6 ha が農用地区域に指定されている。

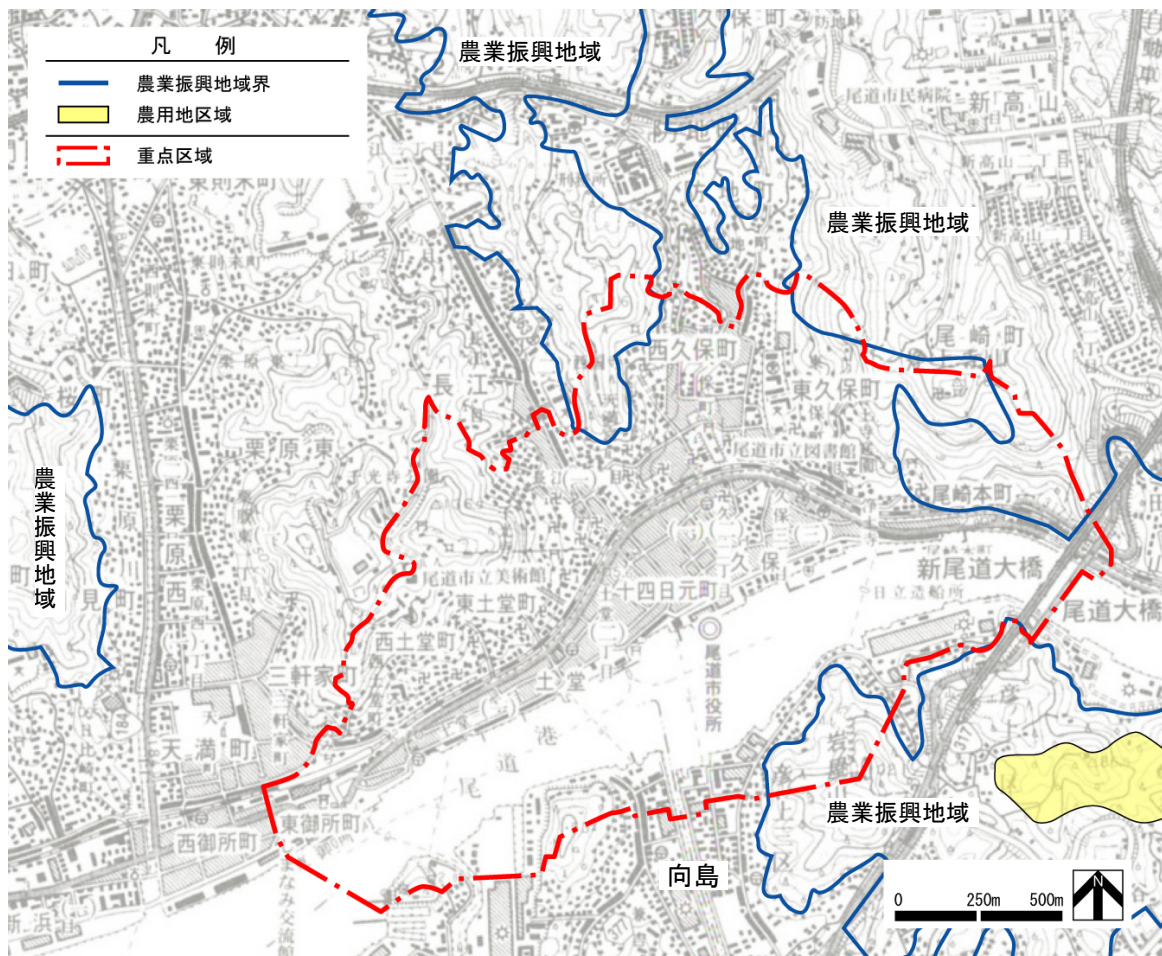


図 4-6 農業振興地域の指定の状況（尾道・向島歴史的風致地区）

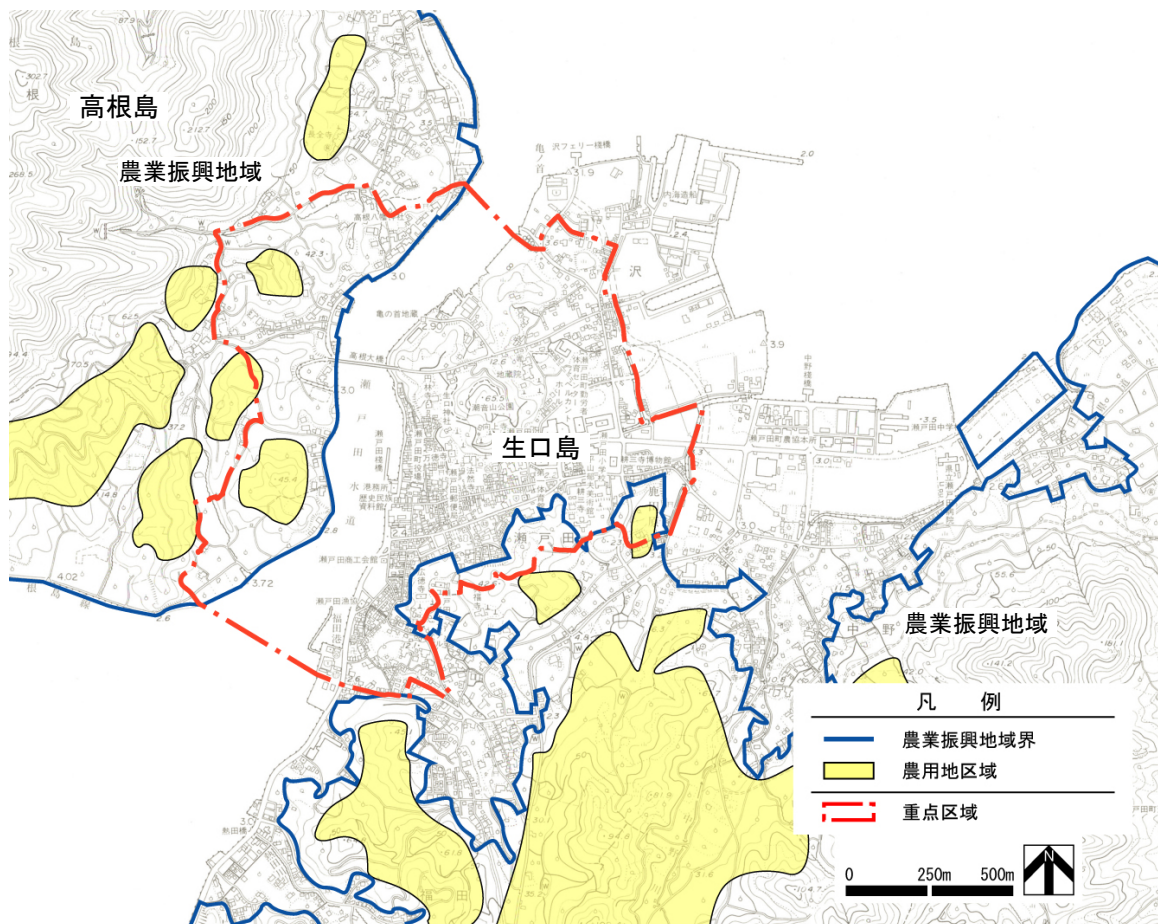


図 4-7 農業振興地域の指定の状況（瀬戸田歴史的風致地区）



段々畑に咲くミカンの花



瀬戸田の特産品・国産レモン

(3) 景観計画

尾道市の景観施策については、平成 16 年に施行された景観法に基づき、積極的に尾道の景観の保全と創造に取り組んできている。

その施策は、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の 4 点セットで進めている。

景観計画と景観地区に関する都市計画については、「今ある景観と調和したまちづくりをしていく」ということを基本とし、様々な立場の方の意見を反映させながら、まず平成 18 年度に旧尾道市・向島町を対象として定め、さらに平成 21 年度には区域を尾道市全域に拡大して定めている。

今後とも 4 点セットを基本に、景観重要建造物・景観重要樹木^{※1}の制度の導入等を検討しながら、歴史的風致の維持及び向上の面からも、景観施策に取り組んでいく。

① 景観計画区域

景観計画の区域は、平成 22 年 4 月から尾道市全域を対象としている。

この景観計画区域内では、尾道市景観計画及び尾道市景観条例によって、一定規模を超える行為をしようとするときは市長への届出が必要である（P142 参照）。

② 景観計画区域の地域別の景観形成の方針

景観計画区域は、11 の地域に細区分し、それぞれの地域の景観特性を伸ばしながら、良好な景観を形成する。

このうち、歴史的風致維持向上計画における重点区域を含む「尾道水道周辺地域（中部）」及び「生口島北部地域」について、景観形成の方針を記す。

歴史的風致維持向上計画
重点区域：尾道・向島歴史的風致地区

歴史的風致維持向上計画
重点区域：瀬戸田歴史的風致地区

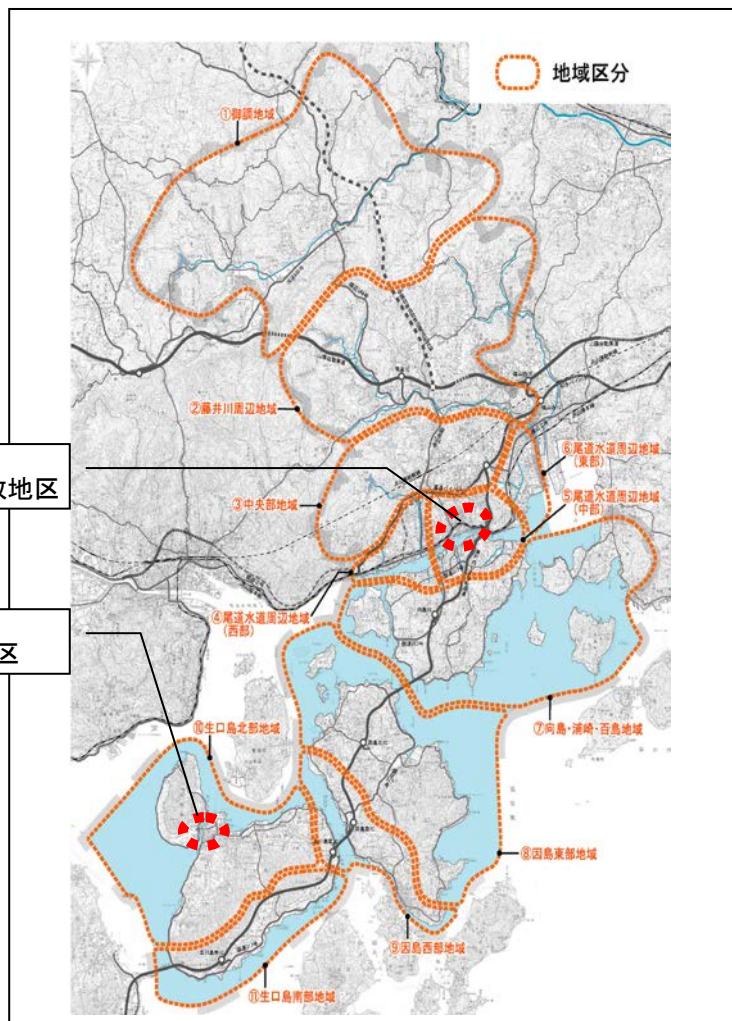


図 4-8 景観計画区域の地域区分

※1 景観重要建造物・景観重要樹木

歴史的に価値のある建造物や地域のシンボルとなる樹木等、景観まちづくりを進めるうえで重要な資源。

景観法第 19 条第 1 項に基づき景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項に基づき景観重要樹木に指定することができる。

景観重要建造物、景観重要樹木に指定されると、これらの現状を変更しようとするときには市長の許可を得る必要がある。一方で、管理のための支援を受けることができる。

ア 尾道水道周辺地域（中部）

<景観形成の目標>

豊かな自然・歴史・文化資源が醸し出す特色のある景観の保全・創造に取り組むとともに、その景観を中心市街地のまちづくりの中に生かし、尾道の都市イメージの中心となる「心に残る尾道の景観」の形成をめざす。

<景観形成の方針>

(ア) 尾道水道や尾道三山等を骨格とした景観の形成

- 景観の骨格となる尾道水道、尾道三山（浄土寺山、西國寺山、千光寺山）、向島の三山（岩屋山、竜王山、小歌島）、尾道大橋・新尾道大橋及び尾道駅前地区と、これらに囲まれた斜面市街地、中心市街地及び向島の市街地の範囲を中心として、尾道らしい景観を形成する。
- 尾道水道の水面、尾道三山、向島の三山の自然を将来にわたって保全する。
- 豊かな眺望景観を保全するため、高層建築物や屋外広告物によって眺望を阻害されることがないように誘導していく。また、斜面市街地の古寺めぐりのみちや千光寺山・浄土寺山山頂のほか、尾道水道の海岸や尾道駅前等で眺望を楽しめる視点場を積極的に確保していく。
- 尾道三山の斜面市街地と尾道水道沿いの市街地では、現在の景観特性を伸ばすように建築物や工作物等を誘導する。

(イ) 尾道らしい歴史・文化資源や空間特性を生かした景観の形成

- 多くの寺院・神社や、港町・商都の歴史をとどめる建造物、坂みちや小路の空間等を将来にわたって継承していくとともに、これらを生かした歴史・文化的な景観を形成する。
- 尾道水道の海辺では、親水空間を充実させる。
- 中心市街地、斜面市街地、海辺の歩行者ルートの回遊性を高め、景観を楽しむルートを形成する。

(ウ) 周辺の市街地における地区特性を生かした景観の形成

- 尾道三山や向島の三山など景観の骨格となるゾーンの周辺においては、尾道水道方面への眺望を得られる眺望点の確保や向島の小河川の活用、果樹園の営農景観の保全等、地区の特性や資源を生かした景観を形成する。
- 尾道三山と斜面市街地、向島の海辺等から見えやすい位置にある大規模な建築物や屋外広告物については、景観を阻害しないよう配慮していく。
- 瀬戸内しまなみ海道の周囲では、本州側の玄関口としての景観を損ねることがないように屋外広告物の掲出の方法等に配慮していく。



向島から見た千光寺山、斜面市街地、中心市街地等の景観

イ 生口島北部地域

<景観形成の目標>

歴史・文化的資源や瀬戸田水道等の眺望を生かし、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の代表的な観光地にふさわしい優れた景観の形成をめざす。

<景観形成の方針>

(ア)瀬戸田地区を中心とした歴史・文化性のある優れた景観の形成

- 瀬戸田地区に集積する文化施設や寺社、歴史性のある街並みを保全していくとともに、歴史・文化的資源や背後の山林などと調和するよう、周囲の建築物の色彩等を誘導していく。
- 潮音山や耕三寺未来心の丘から見られる魅力ある眺望景観と瀬戸田水道に面した海辺景観を保全・創造していくため、中高層建築物や瀬戸田水道沿いの建築物の形態意匠の誘導、屋外広告物の制限等を行う。
- 中野地区に残る旧家群の街並みを生かした集落景観を形成する。
- 県道生口島循環線沿道の商業施設等は、歴史・文化的な地区イメージと調和するよう建築物や屋外広告物の形態意匠を誘導する。

(イ)景観を楽しむ環境の充実

- 潮音山の登山道を歩きやすい環境にするとともに、山頂展望地など眺望場所の維持管理や整備を進める。
- しおまち商店街や海辺の遊歩道等を軸として、歴史・文化的景観や眺望景観等を楽しむことができる歩行者空間の充実、ネットワーク化を図る。

(ウ)自然景観、営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園観音山の自然や、高根島北部等に残る貴重な自然海岸を保全する。
- 市街地背後の緩緩斜面に広がる果樹園については、農地の有効利用と適切な管理を促進し、営農景観を保全する。



高根島、瀬戸田水道、中心市街地等の景観

③ 景観計画区域内での行為の制限の内容

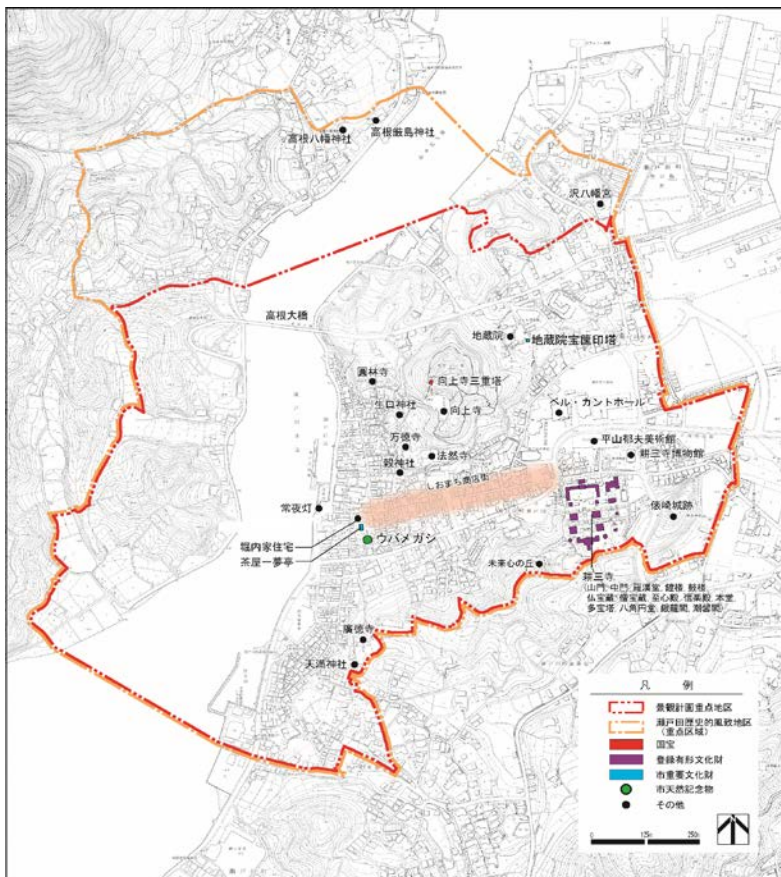
■届出が必要な行為（尾道市景観計画）

景観計画区域内で次の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長に届出が必要である。

表 4-2 届出が必要な行為

行為の種別		対象となる規模等		
		重点地区の区域		重点地区以外の区域
		尾道・向島地区	瀬戸田地区	
ア 建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	— (景観地区であり、景観計画に定める建築物に関する行為の制限が適用されない。)	規模を限定しない。	高さ13mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物（増築については行為後の高さまたは建築面積）。増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
イ 工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ5mを超え、かつ長さ10mを超える法面・擁壁 b：高さ13mを超える(*)または築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超える(*)もの (*)建築物と一体になって設置される場合の高さは、当該工作物の高さが5m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さがbで13m超、cで20m超 外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの		
ウ 開発行為		3,000㎡を超える開発行為		
エ 土石の採取		1,000㎡を超える採取		
オ 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積		高さ5mまたは面積1,000㎡を超えるもの		
カ 届出事項の変更		前記5項目の届出事項を変更しようとするとき		

※行為の制限の基準等は省略



※尾道・向島地区は「(4) 景観地区」を参照

図 4-9 重点地区（瀬戸田地区）の区域

(4) 景観地区

景観計画で位置づけた重点地区のうち尾道・向島地区については、都市計画で景観地区を定めている。

この地区では、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、眺望景観を守るために一定の区域で建築物の高さを制限する。

① 景観地区の区域等

景観地区の区域と区域内の細区分は次のとおりである。

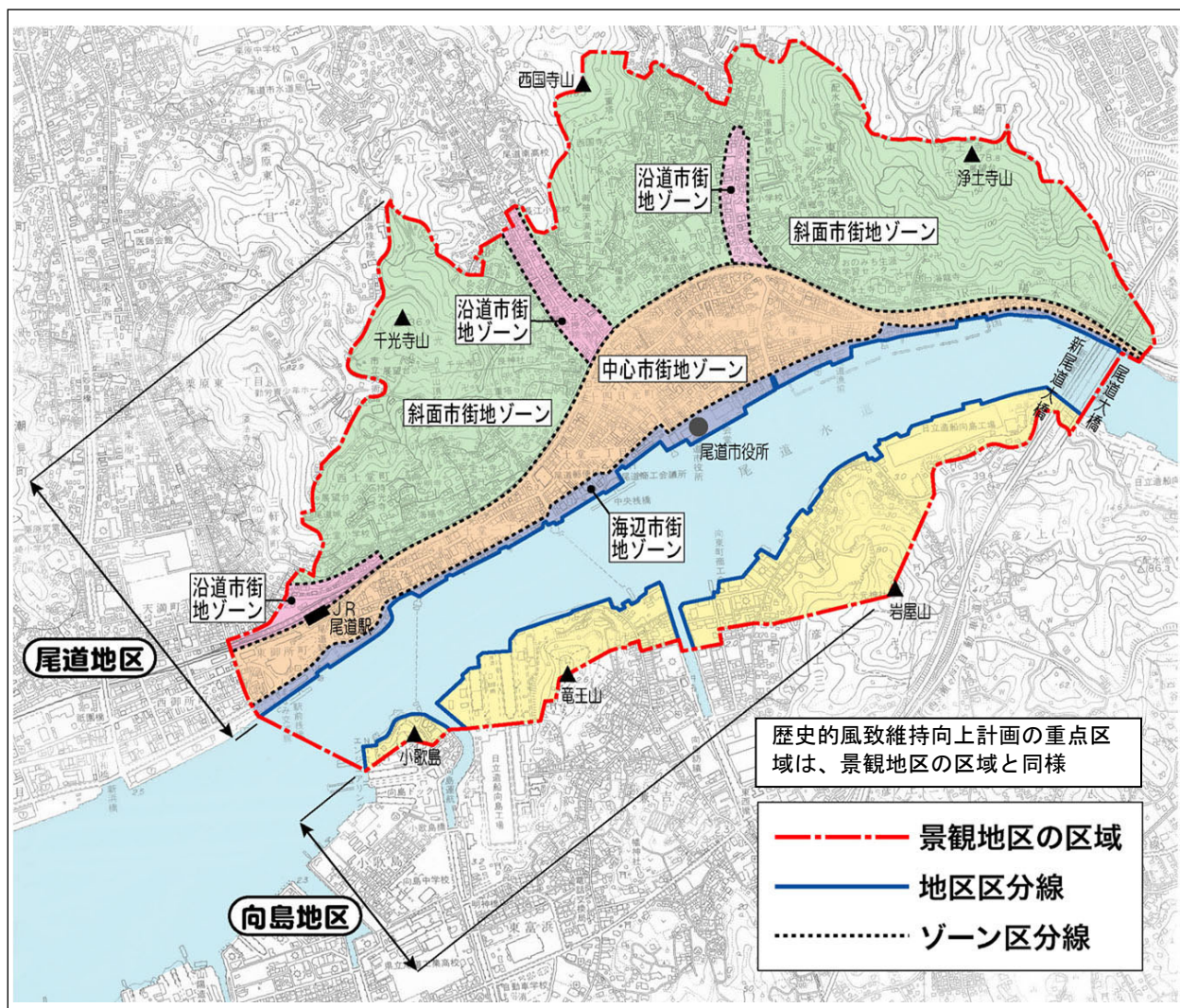


図 4-10 景観地区の区域

表 4-3 景観地区の構成

地区の区分	地区の範囲	ゾーン区分
尾道地区	尾道の中心市街地と尾道三山の斜面市街地等の範囲	斜面市街地ゾーン：鉄道北側の住居系用途地域と市街化調整区域の範囲 沿道市街地ゾーン：鉄道北側の近隣商業地域の範囲 中心市街地ゾーン：鉄道南側の商業地域等の範囲 海辺市街地ゾーン：海岸通り南側の範囲
向島地区	向島の海岸部とその背後の市街地、岩屋山・竜王山・小歌島の斜面の範囲	

② 建築物・工作物の形態意匠の制限

景観計画区域が行為の 届出制 であるのに対し、この地区では 認定制 になる。

■認定申請が必要となる行為

景観地区における下表の行為は、その実施に当たって、尾道市長に認定申請を行い、その認定を受けることが必要である。

表4-4 認定申請が必要となる行為

行為の種別		対象となる規模等
ア 建築物	新築、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕・ 模様替え 色彩の変更	規模の大小に関わらずすべて
イ 工作物	新設、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕・ 模様替え 色彩の変更	「尾道地区」における垣・柵・塀、「向島地区」 における金属製フェンスのみ (注)
ウ 認定申請事項の変更		前記2項目の認定申請事項を変更しようとする とき

(注) 垣・柵・塀、金属製フェンス以外の工作物については、規模によって、景観計画区域（前掲）での届出が必要である。

上記の規定にかかわらず、以下の行為は、認定申請は不要としている。

- 国宝・重要文化財等に指定された建造物、登録有形文化財に登録された建築物、県・市の有形文化財または記念物等に指定された建築物
- 上記のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 景観重要建造物に指定された建造物
- 非常災害により破損した建築物等の応急的な修繕等
- 通常の管理のため簡易な修繕を行う建築物

■行為の着手の制限

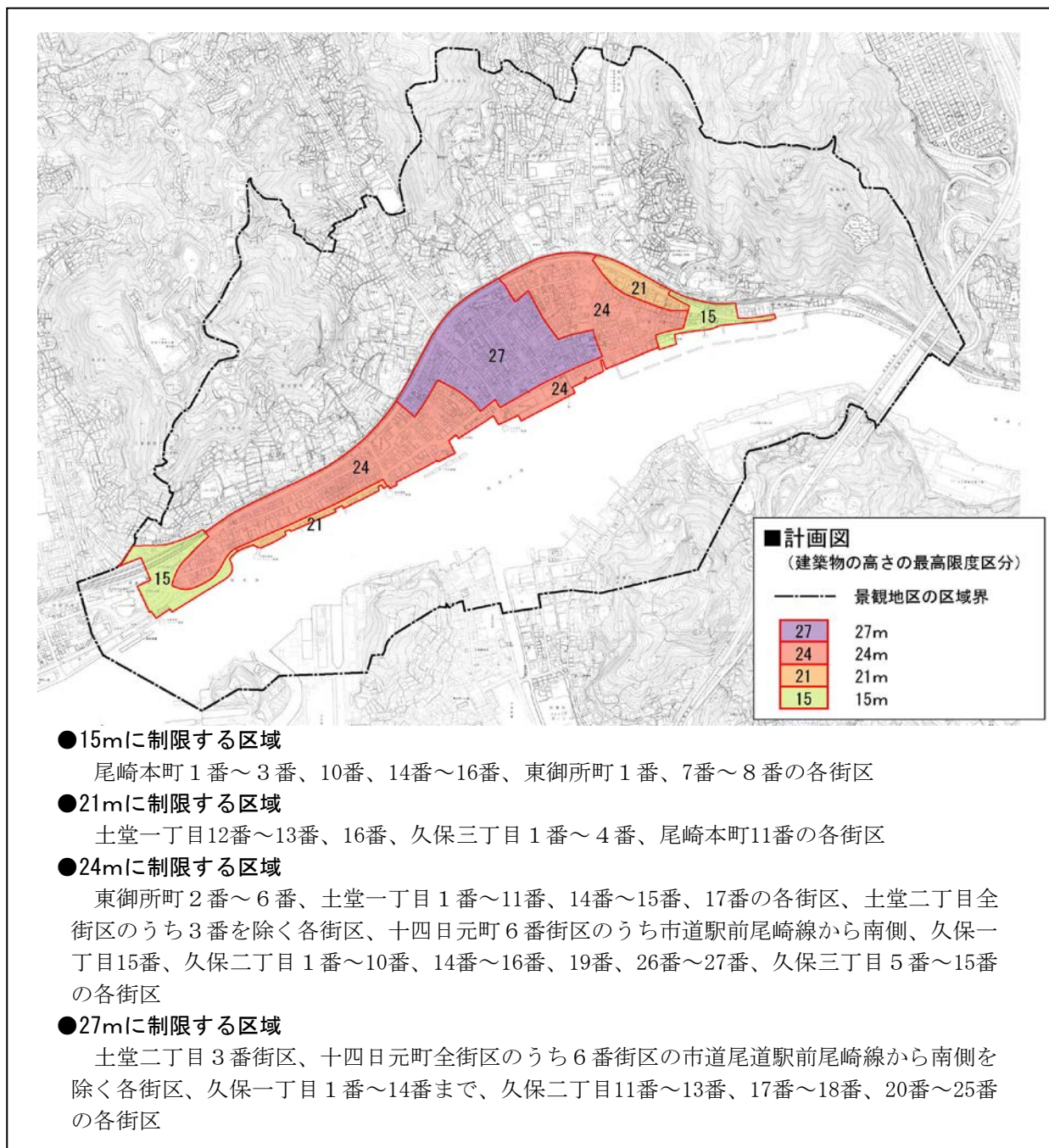
認定を要する行為について認定申請をした場合は、認定証交付後でなければ、その行為に着手できない。認定できないもの、または認定の適否の判断ができない場合は理由を記載して通知する。

- ◆ 認定証交付前でも着手できる工事……根切り、山留め、ケーソン工事等

③ 建築物の高さの最高限度

景観地区では、「心に残る尾道の景観」を保全していくため、形態意匠に関する制限とともに、建築物・工作物の高さの最高限度を定めている。

次の図で数字を記載した区域では、それぞれの数値（m）が建築物の高さの最高限度となる。この制限値を超える建築物は、建築確認済証が交付されない。



※工作物の高さの制限等は省略

図 4-11 高さの最高限度の区分

(5) 屋外広告物の制限（尾道市屋外広告物条例）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与えている。そこで、景観計画では屋外広告物についても基準を定めている。この基準については、尾道市屋外広告物条例による。

① 景観計画区域内の制限

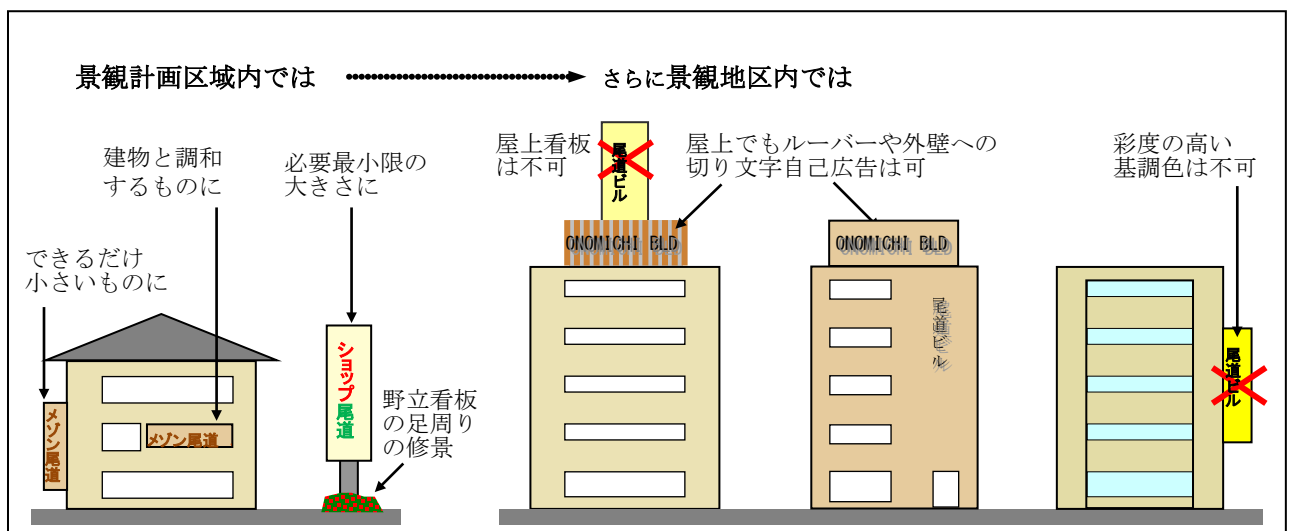
景観計画区域内の屋外広告物等については、周囲の景観との調和や建築物との一体性が確保されるよう、次のような制限を行う。

- ア 建築物等に設置する看板、広告塔等は、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、その建築物や周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 垂れ幕等の一時的な広告やサインはできるだけ設置しない。やむを得ず表示する場合は垂れ幕等の下地となる色は、広告物を表示する建築物と同等または類似の色とする。
- ウ 蛍光色は避ける。
- エ 野立看板等を地面に接して設置する場合は、その足回りの修景や緑化に努める。
- オ 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。
- カ ネオンサインを設置する場合は、昼間の景観にも配慮した形態意匠とする。
- キ 広告看板類と一体となる建築物等の形態意匠については、建築物等の新築、増改築、外観変更の場合の基準に準じる。

② 景観地区内の制限

景観地区内では、①の景観計画区域内の制限に加え、次のような制限を行う。

- ア 屋上広告物は設置できないものとする。ただし、良好なスカイラインを確保するためのパラペットやルーバーへの切り文字を付けることは可とする。
- イ 広告物の基調色（地色）は、彩度の高い色を用いないものとする。
- ウ 平看板等の最大面積、広告塔（野立て）等の最高高さを、他の地域よりも小さくする。



※屋外広告物に関する制限の詳細等については「尾道市屋外広告物条例の解説」に記載

図 4-12 屋外広告物の制限のイメージ

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 尾道市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の基本方針

文化財の保存・活用の基本方針については、「尾道市歴史文化基本構想及び文化財保存活用計画」（平成23年3月）に基づき設定する。

なお、下記の①～⑥の基本方針は、「尾道市文化財保存活用計画」において定めている内容である。

① 文化財の調査に関する基本方針

尾道市では、過去の文化財調査において、建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の様々な分野の文化財を調査し、その成果を保存している。平成の合併前の旧市町において、それぞれの基準で実施しており、そのデータの精度や調査方法も旧市町で異なっている。

今後の文化財に関わる様々な事業において、市内にどのような文化財が存在し、どのような状況であるのかを把握することは最も根幹の部分である。基本構想で述べた文化財の総合的把握調査は、合併後の市内全域を対象とした初めての調査であり、今後の文化財調査のモデルとなり得る調査である。地元調査員による有形文化財（建造物）、民俗文化財、歴史的景観（小景観：狭い範囲の景観）の調査、及び専門家による美術工芸品（仏像）、民俗芸能、歴史的建造物の調査を、市内全域の統一基準で実施しており、継続してその他の分野でも市内全域を対象とした文化財調査の実施に努める。

また、文化財調査の際には、市民参加型の調査を行い、郷土の文化財への理解と愛護精神の高揚を目指す。

② 文化財の修理に関する基本方針

文化財は経年劣化や様々な突発事態により、損傷し、消滅する危険性も考えられる。文化財の修理は、それを防ぐ重要な方策である。しかし、どの文化財がどの程度損傷しているか等の情報は、前述の継続的な文化財調査や市民との情報交換が不可欠である。そうした情報収集が文化財の修理の基礎となり、修理方針や修理方法の確立にもつながる。

現在、市内の文化財の状況をみると、緊急性を要する文化財が多数見受けられ、指定文化財については、その損傷具合や緊急性を考慮し、修理事業を実施している。特に重要文化財の建造物は、その建築年代が古いことから、緊急性を要するものが多い。また、美術工芸品についても、修理の必要がある場合には、その状況を把握し、修理計画を作成することが求められる。ただし、美術工芸品の場合、その保管状況や防犯体制についても考慮する必要があり、教育委員会は、文化財所有者にその指導助言を継続的に行う。

文化財の修理は、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理及び整備を実施するとともに、市民に理解を得られるよう適宜公開する機会を設け情報発信する。

③ 文化財の防災に関する基本方針

従来、文化財に関して、火災等の様々な災害から守るために、個々の文化財の防災設備の設置・点検を行い、また、被害を受けた際にも速やかに所有者から市教育委員会、さらに県教育委員会へと情報を伝達し、応急対策や復旧事業を実施してきた。特に建造物は、被害を受けやすく、修理に多大な時間と費用を必要とするため、防災対策を万全にし、被害を未然に防ぐこと、被害を最小限にとどめることが重要であり、防災設備の設置と点検を推進する。

また、従来の文化財の防災対策は、指定文化財に限定されることが多く、指定文化財以外の文化財や文化財の周辺環境に対しては、同様の防災対策はとられていないのが現状である。これらについては、指定文化財と同様の対策をとるのではなく、その状況に応じた防災対策を練る。そのためには、各地域の防災組織と情報交換を行い、文化財をとりまく地域ぐるみの防災体制の構築に努める。

また、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

文化財の適切な保存・活用のため、文化財所有者及び地域住民の防災意識を高め、文化財防災設備点検等を行う文化財管理事業を継続的に実施する。

④ 文化財の継承の仕組みに関する基本方針

文化財の保存・継承には、修理や防災対策が不可欠であるが、最も重要なことは、その文化財を後世に残そうという文化財愛護精神と、その保存・継承に関わる人材の育成である。これは、文化財に関わる様々な人々の育成という、文化財の最も重要な基礎となるものであり、最も効果的な方法である。

文化財への関心と理解を高めていくため、子どもから高齢者まで、それぞれの関心や状況等に応じた文化財の啓発や学習・体験機会の確保に努める。

さらに、指定文化財または国登録文化財ではないものの中から、市民自らが価値や魅力を再認識して、残したい歴史文化資源として登録する（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設に取り組む。また、歴史文化資源が市民によって大切にされ、生かされ、次代に伝えていけるよう、市民や関係団体と協働しながら、啓発や情報提供、保存・活用の活動支援に努める。

⑤ 文化財の活用に関する基本方針

文化財の活用は、今後の尾道市のまちづくりに大きく関わる重要な項目である。活用には、様々な意味合いが含まれており、文化財そのものを利用して活動を行うこと、文化財について広く周知すること、文化財を通して郷土の歴史を学ぶこと等、様々な方法が考えられる。文化財を活用するには、市民が主体となって行うことが重要であり、そのような活動が可能な環境づくり、文化財情報の公開、市民の文化財愛護精神の向上が不可欠である。

文化財の保存・活用及び文化財を生かしたまちづくり等に関わる組織の設立や育成と支援を行うとともに、それらが連携し、協働による事業等を企画・推進する体制づくりに努める。また、組織への市民等の参加を促進するとともに、担い手の育成支援に努める。

文化財と市民をつなぐ体制づくりが必要であり、市民参加型の様々な事業の実施を目

指す。

⑥ 関連文化財群等の保存・活用に関する基本方針

基本構想で設定した関連文化財群は、尾道市の歴史と文化の特徴を表している。それぞれの関連文化財群は、今後の尾道市のまちづくりに密接に関わる事項である。関連文化財群は、市内の各地域を代表する文化財や今までに知られていなかった文化財等を様々なテーマでまとめ、改めて地域の中で価値付けされる。それは、地域の誇りやアイデンティティの確立につながるものであり、郷土への愛護精神の向上につながるものである。

今後は、関連文化財群での様々な事業を実施することも重要であるが、関連文化財群をよく理解してもらい、その保存と活用を市民と一体となって練り上げていくことが求められる。

具体的には、設定したテーマごとの6つの関連文化財群において、景観の保全・形成、文化財の指定・登録の検討、案内・説明の充実など個別的な取組を行うとともに、テーマに基づいた文化財の調査・研究や情報発信、行事のネットワーク的な開催、周遊コースづくり等群としてのつながりづくりに努める。加えて、「時のミュージアム・尾道」のもとに、関連文化財群や時代ごとの文化財をつなぎ、生かし、情報発信と普及・啓発に努める。

また、関連文化財群とともに、新たな考え方である歴史文化保存活用区域についても、基本構想では6つの区域（瀬戸田地域の歴史文化保存活用区域では、その中で2つのサブの区域を設定）を設定している。こうした区域の現状と特色を踏まえ、住民の協力と参加を得ながら、歴史文化を生かしたまちづくりを進める。その中では、歴史まちづくり法による歴史的風致の維持・向上についても検討する。

このように関連文化財群等を設定することにより、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用し、歴史文化を生かしたまちづくりを推進する。

(以上「尾道市文化財保存活用計画」から抜粋)

⑦ 埋蔵文化財の取扱に関する方針

尾道市には、中世を代表する尾道遺跡をはじめ、354件の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

尾道市教育委員会では、こうした包蔵地内で行われる開発等に際しては、広島県教育委員会の指導・助言を得るとともに、文化振興課と土木課、建築指導課、下水道課、まちづくり推進課等との連携を図りながら、文化財保護法に基づき、工事の規模や内容に応じた遺跡の保存等に関する行政指導を行っている。

今後とも、関係機関及び庁内の連携体制を強化しながら、包蔵地内での開発等に際しての行政指導を徹底するとともに、埋蔵地以外の場所であっても、遺跡の発見があった場合には、開発事業者等にできる限り、理解と協力を求め、現状保存や記録保存に努める。

また、「周知の埋蔵文化財包蔵地」については、概ね近世までの遺跡を対象としているが、今後は近代以降の遺跡についても、学識経験者等の助言等や関係権利者の理解・協力を得ながら、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の保存を進める。

尾道市には、中世～近世～近代の港町の街並みや地割等が残っており、文献や絵図から街並みを復元することも可能であることから、保存目的の埋蔵文化財調査を必要に応じて実施する。

⑧ 文化財の保存・活用に係る尾道市教育委員会の体制と今後の方針

尾道市においては、文化振興課が文化財行政を担っている。また、平成の大合併を通じて、より広大となった市域に分布する文化財の保存・活用に対応するため、関係各課及び各地域の支所との連携を図っている。

なお、文化振興課の職員は10人であり、そのうち文化財担当は事務系職員3人、学芸員2人の計5人である。この他、尾道遺跡発掘調査研究所に文化財担当の嘱託職員（学芸員）が2人いる。

今後、歴史的風致の周知・啓発や関係する事業の実施を含め、文化財行政の推進及びまちづくり行政との連携をさらに図っていくため、文化振興課の体制（態勢）の充実を図るとともに、庁内の連携体制の一層の強化を進める。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関については、尾道市文化財保護条例第10条に基づき、尾道市文化財保護委員会を設置している。現在（平成23年度）、20人で構成しており、専門分野別では、建造物（1人）、美術工芸（3人）、古文書（6人）、考古（1人）、民俗芸能（2人）、天然記念物（1人）、郷土史（6人）となっている。今後とも、文化財の保存・活用に関して、適宜、尾道市文化財保護委員会に諮問し、建議していく。

(2) 文化財の保存・活用を推進する事業

文化財の保存・活用を進めていくにあたっては、前記の8つの分野の基本方針に基づき、関係機関と連携をとりながら、事業を実施する必要がある。

また、その実施時期は各事業の実施体制や周辺環境が整い、社会情勢を考慮しながら決定していく。

なお、事業については、「継続・拡充」して実施するもの、新規事業など実施について「検討」するものに分けて記している。

① 文化財の調査に関する事業

文化財の調査に関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 5-1 文化財の調査に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	文化財調査・研究事業 〔目的〕 文化財総合的把握モデル事業において実施した地元調査員等による文化財調査の体制や成果等を踏まえ、今後においても計画的・継続的に調査を進める。	市単独	○文化財総合的把握モデル事業を継承する形で、計画的・継続的な文化財の調査・研究 ・有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群（伝統的建造物群保存対策調査事業：下記参照） ・埋蔵文化財 ○調査の結果・成果のデータベース化 ○指定・登録への対応 ○関連文化財群の視点も取り入れた調査・研究	文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 文化財関連団体 文化財保護委員会委員 地域住民 等
	近代化遺産調査・研究及び保存・活用検討事業 〔目的〕 近代化遺産の調査・研究を進めるとともに、その保存・活用を検討し、尾道市や地域の魅力づくり等にも生かしていく。	市単独	○近代化遺産の調査・研究 ○近代化遺産の保存・活用策の検討（調査・研究） ○ワークショップ等による保存・活用策の検討（提案づくり） ○関連文化財群「地域に息づく近代化遺産」の視点も取り入れた保存・活用	文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 関係権利者 （文化財の所有者等…以下同様） 市民 等
検討	伝統的建造物群保存対策調査事業 〔目的〕 尾道市において伝統的建造物が多数立地している区域を対象に建造物調査を実施し、その現状や価値等を把握する。また、伝統的建造物群保存地区の指定に関して検討する。	文化庁：伝統的建造物群保存対策費国庫補助（調査）	○重点区域の歴史的建造物調査 ○調査の結果・成果のデータベース化	文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 関係権利者・ 地域住民

※区分の「継続・拡充」は今後も事業を継続していく主なメニュー、「検討」は事業の具体化を検討していく主なメニュー。

※【事業名】は、法制度における事業名と同一の場合（以下同様）

② 文化財の修理に関する事業

文化財の修理に関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 5-2 文化財の修理に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・拡充	重要文化財等保存修理事業 〔目的〕 本質的な価値が損なわれる恐れのある国指定の文化財（建造物や美術工芸品）の修理等を行う。	文化庁：重要文化財修理事業費国庫補助、登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助	○浄土寺・常称寺等の重要文化財建造物の保存修理	所有者・文化庁・広島県・文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	文化財保存事業 〔目的〕 県、市指定の文化財の保存・活用を進めるため、建造物や仏像の修理、史跡の整備等を行う。	県指定：県 市指定：市	○建造物や仏像の修理 ○史跡の整備 等	所有者 広島県 文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者

③ 文化財の防災に関する事業

文化財の防災に関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 5-3 文化財の防災に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・拡充	重要文化財建造物防災設備整備事業 〔目的〕 重要文化財の防災体制を設備面から強化する。	文化庁：重要文化財防災事業費国庫補助	○重要文化財建造物の防災設備の設置	所有者 文化振興課 〔協力・連携〕 消防局 関係権利者
	指定文化財管理事業 〔目的〕 重要文化財の防災設備が円滑に機能するよう、その点検や維持管理を図る。	文化庁：重要文化財防災事業費国庫補助	○防災設備の点検・整備	所有者 文化振興課 〔協力・連携〕 消防局 関係権利者
	文化財防災啓発事業 〔目的〕 市民等の協力を得ながら、文化財を火災等から守るため、文化財と防災に関する意識啓発を図るとともに、定期的・継続的に防火訓練を実施する。	文化庁：文化財の防火、防犯に関する通知	○文化財と防災に関する意識啓発（情報提供、学習機会の確保） ○防火訓練の実施	文化振興課 消防局 〔協力・連携〕 関係権利者 市民

④ 文化財の継承の仕組みに関する事業

文化財の継承の仕組みに関する主要な事業及び取組は、以下のようになる。

表 5-4 文化財の継承の仕組みに関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	史跡等総合活用支援推進事業 〔目的〕 発掘調査の成果など整理し、データベース化するとともに、多様な形で情報提供を図り、埋蔵文化財の価値や魅力等を普及する。	文化庁：国宝重要文化財等保存整備費補助	○埋蔵文化財の整理・情報公開・データベースの整備・出張展示会、講演会の開催	文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	文化財愛護少年団事業 〔目的〕 子どものときから文化財に親しみ、大切にし、歴史文化を学ぶ心と豊かな人間性をはぐくむため、文化財愛護少年団への参加促進と活動の推進を図る。	市単独	○文化財に関連した体験教室・おたからマップづくりワークショップ等	文化振興課 〔協力・連携〕 学校 保護者 文化財関連団体 等
	文化財講座開催事業 〔目的〕 文化財の価値や魅力を広く普及させるため、講演会やシンポジウム等の開催を図る。	市単独	○尾道の文化財及び歴史に関連した講演会等の開催 ○テーマに基づいたリレー形式の講演会やシンポジウムの開催の検討	文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 文化財関連団体 等
	登録有形文化財推進事業 〔目的〕 近代建築等の保存・活用を図るため、登録有形文化財の活用を推進するとともに、登録有形文化財を生かす取組に努める。	文化財保護法	○近代建築等の保存・活用のため、登録有形文化財制度の推進・広報、登録文化財めぐり等の企画事業の実施	文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	民俗芸能等支援事業 〔目的〕 各種団体等の開催する民俗芸能等の活動を支援し、文化財の保存・継承や地域の活性化を促進する。	市単独	○ベッチャー祭、尾道みなと祭、祇園祭、因島水軍まつり、管弦祭、郷土芸能祭開催事業、浦崎神楽奉納等の開催支援	文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 等
検討	（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度事業 〔目的〕 市民の目線から未指定等の文化財を捉え、歴史文化資源として登録を進めるとともに、市民参加でその保存・活用を図る。	制度の創設 市単独	○市民による歴史文化資源（未指定等）の発見と申請によって、登録を図る制度	文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 市民 等
	尾道歴史文化読本作成事業 〔目的〕 学校教育や子どもを主対象として、尾道市の歴史文化を学ぶ読本の作成を図る。	市単独	○尾道の歴史文化に関する読本の作成 ○小学校中・高学年以上を対象とし、中学生以上にも役立つもの	文化振興課 〔協力・連携〕 学識経験者 市民 等

⑤ 文化財の活用に関する事業

文化財の活用に関する主要な事業及び内容は、以下のようになる。

表 5-5 文化財の活用に関する事業

区分	事業名 〔目的〕	関係する 法制度等	事業の内容（概要）	事業主体・担当 〔協力・連携〕
継続・ 拡充	文化財めぐり事業（時のミュージアムめぐり事業） 〔目的〕 地域や文化財を見て、知ってもらい、市民それぞれに興味や魅力を感じてもらおう。さらに、文化財を通じて地域、そして尾道市への愛着を醸成する。	市単独	○区域・地域ごとに、またはテーマに基づいて、文化財をめぐる機会の確保 ○未公開文化財の見学・体験機会の確保 ○バスを利用した文化財めぐりの開催 ○文化財めぐりの中で、専門的な学習機会や楽しさを高める機会等を工夫・検討 ○テーマごとの関連文化財群や「時のミュージアム・尾道」の視点も取り入れた文化財めぐり	文化振興課 〔協力・連携〕 文化財関連団体 関係権利者
	近代化遺産活用事業 〔目的〕 近代化遺産の価値や魅力を引き出すとともに、市民等の近代化遺産に関する理解や関心を高めるため、関係権利者の協力を得ながら、近代化遺産の公開や体験・学習機会を確保する。	文化庁： 「登録の日」「近代化遺産の日」と一斉公開事業	○近代化遺産の公開の促進 ○近代化遺産をめぐる機会の確保 ○近代化遺産を学ぶ機会の確保	文化振興課 〔協力・連携〕 関係権利者
	文化施設ネットワーク事業 〔目的〕 尾道市における文化施設等のネットワークを強化し、資料・情報の有効活用と連携及び共同事業を図る。	市単独	○歴史博物館・歴史民俗資料館・尾道遺跡発掘調査研究所等の施設の情報ネットワーク化	文化振興課 〔協力・連携〕 各文化施設等

2 重点区域に関する事項

重点区域における事項については、「尾道市歴史文化基本構想及び文化財保存活用計画」（平成23年3月）に基づき設定する。

(1) 重点区域における文化財の保存・活用の方針

① 尾道・向島歴史的風致地区における取組方針

- 尾道・向島歴史的風致地区は景観計画による重点地区であり、かつ、景観法の景観地区となっており、その普及・啓発に努めながら、景観条例に基づいた「港町尾道の景観づくり」に取り組む。
- 尾道の市街地には、国指定の重要文化財（建造物）が多数存在していることから、歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上に取り組む。
- 中世・近世・近代・現代と歴史が重層する港湾都市でもあり、街並み（景観）における文化財の役割や効果、現状の問題点・課題等を掘りさげながら、尾道らしい街並みの保存・継承等の面からも、文化財の保存・活用に取り組む。
- 文化財との調和やその活用を意識しながら、道路など公共空間の整備・充実に努めるとともに、建築物等の景観づくりを促進し、尾道らしさや文化を感じる通りやゾーンとしての街並みづくりに取り組む。
- 尾道水道とそれを挟む市街地、山並み等、尾道らしさを感じさせる景観を眺望したり、見渡したりできる眺望点を確保し、その保全を図るとともに、必要に応じて整備・改善に取り組む。



天寧寺塔婆(重要文化財)と街並み



久保八幡神社

② 瀬戸田歴史的風致地区における取組方針

- 瀬戸田港周辺は、景観計画における重点地区となっており、その普及・啓発に努めながら、景観条例に基づいた「港町瀬戸田の景観づくり」に取り組む。
- 瀬戸田港周辺には、国宝(建造物)があることから、歴史まちづくり法(重点区域)による歴史的風致の維持・向上に取り組む。
- 寺と町家、路地、そして芸術文化施設が、港町の街並みを特徴づけており、こうした街並みの保存・継承・醸成の面からも、文化財の保存・活用に取り組む。
- 文化財との調和やその活用を意識しながら、道路など公共空間の整備・充実に努めるとともに、建築物等の景観づくりを促進し、歴史的・文化的な風情を感じさせる通りや軸線、ゾーンとしての街並みづくりに取り組む。
- 海と島を背景に、歴史的・文化的な風情を感じさせる景観を眺望したり、見渡したりできる視点場を確保し、その保全を図るとともに、必要に応じて整備・改善に取り組む。



瀬戸田港と雁木



しおまち商店街



耕三寺



堀内邸



向上寺三重塔(国宝)



常夜灯(瀬戸田港)

③ 両地区共通の取組方針

ア「港町」に関わる文化財の調査・研究とその情報提供

- 「港町」を切り口として、文化財の調査・研究を進めるとともに、その状況や成果を情報提供する。

イ「港町」に関わる展示・情報提供の充実

- 北前船の寄港地をはじめとした「港町」の紹介、その中での尾道の港町の特色等の情報提供や展示を行う。

ウ「港町」に関わる年中行事やイベントなどのネットワーク的な開催や情報発信の検討

- 尾道市の港町等で行われている年中行事、民俗芸能等の情報提供・発信を行う。
- 年中行事や伝統芸能等を巡って見学・体験し、楽しんだり、学んだりできるよう、開催時期、時間等の調整について検討する。

(2) 重点区域における文化財の保存・活用に関する取組展開

前記の方針を踏まえながら、重点区域における文化財の保存・活用の具体的な取組を設定する。

表 5-6 重点区域における具体的な取組（地区ごとの主な取組）： 1 / 2

主な取組	取組内容 [] は関係する事業		
	尾道・向島歴史的風致地区	瀬戸田歴史的風致地区	
近代化遺産の調査・研究及び保存・活用の検討	○銀行、学校、洋館等の近代化遺産を対象とした取組〔文化財調査・研究事業〕 〔近代化遺産活用事業〕	○港湾施設やその他の建造物を対象に近代化遺産の調査の実施 〔文化財調査・研究事業〕	
伝統的建造物群の調査	○尾道地区の旧市街地における歴史的な建築物やその他建造物の調査 〔文化財調査・研究事業〕	○瀬戸田港周辺の歴史的街並みの調査と保存・活用の検討 (近接する中野地区も同様に対応) 〔文化財調査・研究事業〕	
歴史まちづくり法に基づいた事業の推進	街なみ環境整備事業 (社会資本整備総合交付金)	○斜面市街地における駐輪場の整備 〔駐輪場整備事業〕 ○周辺建造物の修復・保存及び修景 〔まちなみ形成事業〕〔沿道建造物等修景事業〕 ○歴史的風致形成建造物の指定と修復・修景 〔歴史的風致形成建造物修景・修復事業〕 ○老朽建造物、電柱看板の除去 〔老朽危険建物除去促進事業〕 ○道路の路面の高質化、側溝の美化、手すりの設置、スロープの設置、街灯の設置等 〔道路美化事業〕〔道路水路修繕事業〕 〔歩行者安全対策事業〕〔軽車両等道路事業〕 〔夜間景観形成事業〕 ○上空景観の改善(架線等の整理) 〔電柱类等景観改善事業〕 ○空き家修復・再生〔空き家再生促進事業〕	○都市計画道路沿道の建造物等の修景 〔まちなみ形成事業〕 ○沿道建造物等修景事業 ○歴史的風致形成建造物の指定と有効活用等 〔歴史的風致形成建造物修景・修復事業〕 ○老朽建造物、電柱看板の除去 〔老朽危険建物除去促進事業〕 ○道路の路面の高質化、側溝の美化、手すりの設置、スロープの設置、街灯の設置等〔道路美化事業〕 〔道路美化事業(瀬戸田地区)〕 〔道路水路修繕事業〕〔歩行者安全対策事業〕 〔軽車両等道路事業〕〔夜間景観形成事業〕 ○空き家修復・再生 〔空き家再生促進事業〕
	街路事業 (同上)	○道路の路面の高質化 〔道路美化事業(幹線街路)〕	
	歴史的風致活用国際観光支援事業	○データ収集・分析 〔データ収集分析調査事業〕 ○多言語化、ガイドライン策定 〔総合案内板設置事業〕〔多国語音声設備設置事業〕 ○人材育成〔地域観光担い手育成事業〕 ○便利施設の機能向上〔便所洋式化改修事業〕	○データ収集・分析 〔データ収集分析調査事業〕 ○多言語化、ガイドライン策定 〔多国語音声設備設置事業〕 ○人材育成〔地域観光担い手育成事業〕 ○便利施設の機能向上 〔便所洋式化改修事業〕
	歴史的観光資源高質化支援事業		○歴史的建造物の美化・除却 〔まちなみ形成事業〕
	都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金)	○跡地の整備・活用〔まちなみ形成事業〕 ○道路美化〔道路美化事業(幹線街路)〕 ○夜間景観の整備〔夜間景観形成事業〕 ○展望台の更新、緑地整備、視点場の形成 〔千光寺公園頂上エリアリニューアル事業〕 ○憩いの広場等の整備 〔文化・交流・情報発信機能整備事業〕	
	その他		○散策道の整備(市単独) ○まちなみ景観の向上(市単独) 〔電柱类等景観改善事業〕
重要文化財等の保存修理	○浄土寺・常称寺等の重要文化財建造物の保存修理〔浄土寺建造物保存修理事業〕 〔常称寺建造物保存修理事業〕 〔重要文化財西國寺金堂建造物保存修理事業〕	○必要に応じて向上寺で対応	
重要文化財建造物の防災設備の整備	○浄土寺・西國寺建造物における防災設備の設置 〔浄土寺・西國寺建造物防災設備整備事業〕	○今後の状況に応じて対応	

重要文化財の防災設備の点検・維持管理	○重要文化財における防災設備の点検・整備 [指定文化財管理事業][文化財防災啓発事業]	(同左)
民俗芸能等の継承	○ベッチャー祭、吉和太鼓おどり等の継承の支援 [民俗芸能等支援事業]	○ホーランエンヤ、精霊送り（灯籠流し）等の情報提供 [民俗芸能等支援事業]

※関係する事業は、「第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」に対応

表 5-6 重点区域における具体的な取組（地区ごとの主な取組）：2 / 2

主な取組	取組内容 [] は関係する事業	
	尾道・向島歴史的風致地区	瀬戸田歴史的風致地区
港の歴史文化の活用	○「サイクリングポートみなとオアシス尾道」による港湾の活性化：歴史文化情報の発信等 ○港の歴史等を記した説明板の設置 ○港における学習・体験機会の確保 [文化財めぐり事業] [近代化遺産活用事業]	○「みなとオアシス瀬戸田」による港湾の活性化：歴史文化情報の発信等 ○港の歴史等を記した説明板の設置 ○港における学習・体験機会の確保 [文化財めぐり事業] [近代化遺産活用事業]
(仮称)尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設	○歴史文化資源の把握と登録	(同左)
景観づくりの推進	○景観条例に基づいた規制・誘導（指導）：重点地区（尾道・向島地区…景観法の景観地区）	○景観条例に基づいた規制・誘導（指導）：重点地区（瀬戸田地区）
歴史探訪のコースづくり（今後の検討事項）	○尾道地区の旧市街地を中心とした区域において、テーマや利用者の時間・体力・興味等を考慮した多様な歴史探訪コースの設定 ○パンフレット等の作成と情報発信 ○歴史探訪コースを利用したイベントの開催 ○尾道市全体での歴史探訪コースづくりへの組み込み ○案内板、誘導標識の設置、歩道の高質化等	○瀬戸田地区における街並み、寺社海辺等を生かした多様な歴史探訪コースの設定 ○パンフレット等の作成と情報発信 ○歴史探訪コースを利用したイベントの開催 ○尾道市全体での歴史探訪コースづくりへの組み込み ○案内板、誘導標識の設置、歩道の高質化等

※関係する事業は、「第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」に対応

表 5-7 重点区域における具体的な取組（両地区共通の主な取組）

区分	主な取組	取組内容
①「港町」に関わる文化財の調査・研究とその情報提供	文化財の調査・研究 [文化財調査・研究事業] [文化財講座開催事業]	○港町に関わる文化財の調査・研究 ○港町に関わる文化財の関連性を意識した調査・研究
②「港町」に関わる展示・情報提供の充実	歴史文化資源のデータベース化と情報提供 [文化施設ネットワーク事業] [尾道歴史文化読本作成事業]	○港町をテーマとして、尾道市各地の港町の歴史文化の紹介と情報発信 ○それぞれの港町の特色、つながり等の紹介
③「港町」に関わる年中行事やイベント等のネットワーク的な開催や情報発信の検討	民俗芸能等の支援 [民俗芸能等支援事業]	○港町における祭り・イベントの開催支援と情報発信 ○状況に応じて開催日程を調整（祭りめぐりが可能な日程） ○見学・体験機会の確保
	歴史文化の体験・交流機会の確保 [郷土芸能祭開催事業] [史跡等総合活用支援推進事業]	
	文化財をめぐる機会の確保 [文化財愛護少年団事業] [文化財めぐり事業] [近代化遺産活用事業]	○港町に関わる文化財めぐり

※関係する事業は、「第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」に対応